JRA
日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

高病原性・低病原性鳥インフルエンザ
防疫対応マニュアル

―種鶏場・ふ卵場―

２０１２年３月

社団法人　日本種鶏孵卵協会

はじめに

平成２２年度は我が国ではかつてなかったほど、高病原性鳥インフルエンザの発生が多く、平成２２年１１月の島根県での発生以降、翌年３月までの間に９県２４農場で発生し、種鶏場での発生も確認されました。国は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、種鶏の殺処分や種卵等の移動制限措置及びふ卵業務の停止措を講じ発生を終息させましたが、大きな混乱や経済的損失が生じました。

国は平成２３年４月４日に「高病原性鳥インフルエンザ」について、強毒タイプを「高病原性鳥インフルエンザ」に、弱毒タイプを「低病原性鳥インフルエンザ」に改正し、それぞれの特定症状を定めるなど高病原性鳥インフルエンザの「発生の予防」、「早期に発見・通報」及び「円滑な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から家畜伝染病予防法を改正し公布・施行しました。

法律の改正に伴い平成２３年６月３０日「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部が変更され、１０月１日に「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」が公表されました。また、「発生予防」を実効あるものにするため１０月７日に「飼養衛生管理基準（鶏その他家きん編）」が定められ、家畜の所有者に対し、その遵守が義務付けられました。

以上のことから、社団法人日本種鶏孵卵協会は、JRA 日本中央競馬会の特別振興資金による助成事業「種鶏安定供給対策事業」の一環として、素ひなの供給の影響を最小限にして事業再開の対応が出来るよう、特定伝染病防疫指針及び飼養衛生管理基準等新しい家畜伝染病予防法に則った高病原性・低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアルをとりまとめました。

この防疫対応マニュアルが、種鶏場・ふ卵場において日常業務に直接従事される者及び管理者に広く活用され、種鶏・ふ卵の衛生管理のいっそうの向上が図られるよう役立てて頂ければ幸いです。

対応マニュアル本の作成に当たっては、山口成夫（委員長：㈳畜産技術協会参与）、塩谷暁夫（㈱ゲン・コーポレーション　顧問）両委員に原稿の執筆をいただき、また、中村賢司（日本ホワイトファーム㈱　課長　飼育動物診療所獣医師）、野村登喜枝（宮崎県家畜保健衛生所主任技師）、福田菊人（豊橋飼料㈱テクニカルセンター　執行役員　次長）、瀬戸口正人（マルイ農協ファーム㈱常務理事）専門委員各位には資料提供等協力を頂き感謝申し上げます。

平成２４年３月

（社）日本種鶏孵卵協会
会長　山　本　満　祥

目　　次

本マニュアルの目的 …… 6

第１章　高病原性・低病原性鳥インフルエンザとはどんな疾病 …… 7

第１　家畜伝染病予防法の規定 …… 7

第２　高病原性 AI・低病原性 AI に関する防疫指針 …… 10

第３　高病原性 AI・低病原性 AI の特徴 …… 11

第４　高病原性 AI：低病原性 AI の発生 …… 14

種鶏場における防疫のポイント

第２章　種鶏場における本病の侵入防止のポイント …… 18

第１　防疫の基本方針 …… 18

第２　発生の予防 …… 18

第３　衛生管理区域の設定 …… 20

第４　衛生管理区域への病原体の持ち込み防止 …… 21

第５　種鶏の健康観察及び異常鶏の発見 …… 25

第６　家畜保健衛生所及び管理獣医師との連携 …… 27

第３章　種鶏場が本病の発生農場となる場合の対応 …… 29

第１　異常鶏の確認時の早期通報 …… 29

第２　種鶏場での発生を疑う事例から確定（病性判定）までに予想される経緯 …… 30

第３　種鶏場が発生農場と確定した時の対応 …… 30

第４　埋却、焼却、化製等の準備 …… 31

第５　発生後、種鶏場が守らなければならない注意点 …… 33
第６　種鶏場再開に向けての準備 …… 33
第４章　種鶏場が移動制限区域又は搬出制限区域に指定された時の対応
（家伝法第３２条） …… 34
第１　防疫指針に基づく種鶏場に対する措置 …… 34
第２　種鶏場が守らなければならない注意点 …… 36
第３　移動制限から業務再開までに守らなければならない注意点 … 36
第５章　制限の対象外措置の条件 …… 38
第１　移動制限区域内の種卵のふ卵場への出荷の条件 …… 38
第２　搬出制限区域内の種卵のふ卵場への出荷の条件 …… 40
第６章　種鶏場における消毒のポイント …… 41
第１　種卵の消毒 …… 41
第２　種鶏の飼養管理に使用した機具・器材の消毒 …… 43
第３　車両の消毒 …… 43

ふ卵場における防疫のポイント

第７章　ふ卵場における本病の侵入防止のポイント …… 44
第１　防疫の基本方針 …… 44
第２　ふ卵場での発生予防 …… 44
第３　衛生管理区域の設定 …… 45
第４　衛生管理区域への病原体の持込み又は汚染の防止 …… 46
第５　ふ卵工程における異常の発見 …… 48
第６　家畜保健衛生所及び管理獣医師との連携 …… 50

第８章　ふ卵場が本病の関連施設となる場合の対応…… 51
第１　ふ卵工程における異常発見時の通報…… 51
第２　ふ卵場が本病の関連施設と確定するまでに予想される経緯… 51
第３　ふ卵場が本病の関連施設と確定した時の対応 …… 52
第４　埋却、焼却、化製等廃棄の準備…… 52
第５　本病確定後、ふ卵場が守らなければならない注意点 …… 52
第６　ふ卵場再開に向けての準備…… 53
第９章　ふ卵場が移動制限区域又は搬出制限区域に指定された時の対応
（家伝法第３２条）…… 54
第１　防疫指針に基づくふ卵場に対する防疫措置…… 54
第２　家畜保健衛生所及び管理獣医師との連携のあり方…… 59
第３　関係者のふ卵場への出入りに際しての注意点 …… 60
第４　ふ卵場が守らなければならない注意点…… 60
第５　移動制限から業務再開までに守らなければならない注意点… 60
第１０章　制限の対象外措置の条件…… 62
第１　移動制限区域内の種卵のふ卵場への出荷と当該種卵から生まれた
ひなの出荷の条件…… 62
第２　移動制限区域内ふ卵場のひなの出荷条件 …… 63
第３　搬出制限区域内ふ卵場のひなの出荷条件 …… 64
第４　制限区域外のふ卵場のひなの出荷条件…… 64
第５　ふ卵場の再開の条件…… 65

第１１章　ふ卵場における消毒のポイント ····· 68
第１　種卵の消毒 ····· 68
第２　ふ卵場での機器、器具及び器材等の消毒 ····· 68
第３　ふ卵関連車両の消毒 ····· 68
第１２章　損害の補償措置等の概要 ····· 69
第１　本病の患畜及び疑似患畜の殺処分手当金 ····· 69
第２　焼却・埋却費交付金 ····· 70
第３　移動制限又は搬出制限に伴う損害の補償措置 ····· 70

種鶏関係

第４　高病原性ＡＩ等に係る互助金制度 ····· 81

参考資料

１　「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために」
別表１　高病原性鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬使用上の留意点
別表２　主な畜産用殺菌消毒剤
２　消毒薬の特徴と効力

本マニュアルの目的

高病原性鳥インフルエンザは鶏等の家きんに強い伝播力と高死亡率等の重篤な症状を示し、家きん産業に甚大な被害をもたらす重要家きん伝染病です。本病の病原体はA型インフルエンザウイルスに属する鳥インフルエンザウイルスで、カモや白鳥等の渡り鳥にも感染し、国境や海を越えて感染拡大を繰り返しています。従って、アジアやロシア地域に本病の発生がある限り、日本へのウイルス侵入を止めることはできません。私たちができる最有効策は、鶏舎内へのウイルス侵入阻止です。

A型インフルエンザウイルスは変異しやすく、動物種を超えて感染するように遺伝子変異を起こしたり、場合によっては殆ど変異なしに他の動物種に感染や発病を起こしたりするため、重要な人獣共通感染症の病原体としても警戒されています。ちなみに現在、世界的流行を起こしているH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスは2003年以降、世界で340名以上の感染死亡者を出しており、人への危害が本病をより一層重大な社会問題としています。

わが国では、近年流行のH5N1亜型による高病原性鳥インフルエンザは隣国の韓国と同様、2004年以降に相次いで養鶏場で発生が確認されましたが、養鶏産業での莫大な被害と多大な防疫措置の労力を費やして、発生の終息と清浄化達成を果たしてきました。

家畜衛生の国際機関（国際獣疫事務局:OIE）は本病を重要国際伝染病と位置づけ、本病発生国から清浄国への家きん及び家きん生産物の輸出を規制しており、清浄性を維持しているわが国は、本病発生国からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置をとっています。国内養鶏産業を守る上からも、本病の清浄性維持と発生した場合の早期清浄性復帰は大変重要です。

本病に対する最善策は「発生防止」であり、発生した場合に被害を最小限に食い止めるには「早期発見・通報」及び「早期初動防疫」が重要です。そのためには、事前の防疫体制の整備と防疫方法の決定、周知が必要です。本マニュアルは私たちの農場や孵卵場を高病原性鳥インフルエンザ被害から守り、安全で安心な素ひなを生産・供給することを目的としています。

第１章　高病原性・低病原性鳥インフルエンザとはどんな疾病

第１　家畜伝染病予防法の規定

A型インフルエンザウイルスの属する鳥インフルエンザウイルスは病原性が多様で、国際的に 4～8 週齢の 8 羽の鶏を用いた実験感染試験でウイルスの病原性を判定している。また、A型インフルエンザウイルスはウイルス粒子の表面に存在する HA 蛋白質の抗原性で 16 種の亜型（H1～H16）に分類されており、鶏に強い病原性を示すウイルスはこれまで H5 または H7 に限られている。

国際機関 OIE は以下のいずれかに属するウイルスを高病原性鳥インフルエンザウイルスと診断している。

① 実験感染で鶏を 8 羽中 6 羽以上死亡させるウイルス
② HA 亜型が H5 または H7 で、HA 蛋白のアミノ酸配列が強毒型であるウイルス（アミノ酸配列はウイルスの遺伝子検査で判定される）

我が国では家畜伝染病予防法で、鳥インフルエンザウイルス感染症を以下に分類している。

① **高病原性鳥インフルエンザ【高病原性 AI】**
国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病。本病では、突然の死亡率上昇と元気消失が認められる。

② **低病原性鳥インフルエンザ【低病原性 AI】**
H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病。本病では、無症状あるいは軽度の呼吸器症状や産卵低下が見られることがある。

③ **鳥インフルエンザ【届け出 AI】**
高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及

び七面鳥の疾病。本病では、無症状あるいは軽度の呼吸器症状や産卵低下が見られることがある。〔届け出伝染病〕

家畜伝染病予防法（家伝法）では上記の①高病原性 AI②低病原性 AI を重要家畜伝染病に指定し、発生した場合に移動制限区域設定やと殺命令等の防疫措置をとっている。③届け出 AI は届出伝染病に指定し、前述のような厳重な防疫措置は義務付けられていない。

○ 高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

- 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立
- 家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異常家きん等の早期発見・早期通報の徹底
- 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施
- 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築
- 発生時の殺処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施

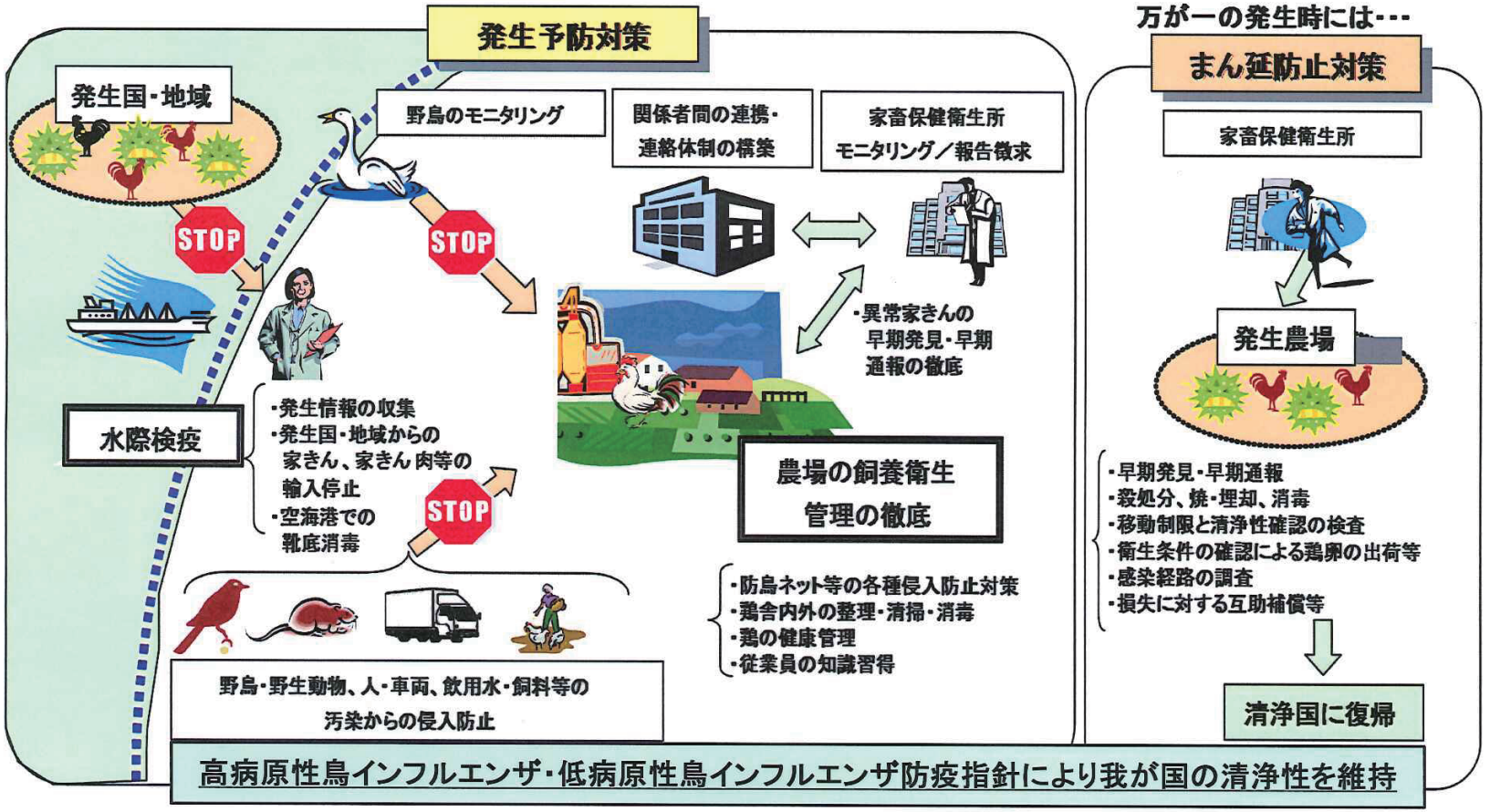

第２　高病原性 AI・低病原性 AI に関する防疫指針

農林水産省は高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という）に対する具体的な防疫法を示した「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下、「防疫指針」という）を発出（平成 23 年 10 月１日、農林水産省大臣公表）した。

防疫指針の内容は、発生予防から発生終息まで全行程における具体的方策、つまり発生の予防及び発生時に備えた事前の準備、異常家きん等の発見と通報及び検査の実施、発生農場におけると殺や消毒法防疫措置、移動制限区域及び搬出制限区域の設定、家きん集合施設の開催等の制限、家きんの再導入法等で構成されている。以下にその項目を示す。

防疫指針の改定（平成２３年１０月１日）

第１　基本方針

第２　発生の予防及び発生時に備えた事前準備

第３　発生予察のための監視

第４　異常家きん等の発見及び検査の実施

第５　病性の判定

第６　病性判定時の措置

第７　発生農場における防疫措置

第８　通行の制限（法第１５条）

第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第３２条）

第１０　家きん集合施設の開催等の制限（法第３３条・法第３４条）

第１１　消毒ポイントの設置（法第２８条の２）

第１２　ウイルスの浸潤状況の確認

第１３　ワクチン（法第３１条）

第１４　家きんの再導入

第１６　発生の原因究明

第１７　その他

第３　高病原性 AI・低病原性 AI の特徴

１　高病原性 AI の特徴

① 突然の元気消失（沈うつ）、死亡。日々死亡数の増加が続き、ほぼ 100％に達する場合もある。

② ケージ飼いの場合はまとまって死亡することが多い。

③ 病変は肉冠、肉垂及び顔面の浮腫とチアノーゼ（うっ血）が特徴あるが、急性死亡の場合はこれらの病変が認められないこともある。

④ 産卵低下または停止

２　低病原性 AI の特徴

① ウイルス感染を受けても鶏は無症状又は軽い発症があるのみ。

② 発症した場合、軽い呼吸器症状や産卵低下が認められる。

３　特定症状

種鶏場で以下の特定症状が認められた場合は、農場管理者を通して最寄りの家畜保健衛生所に通報しなければならない。

① 高病原性 AI の特定症状

同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となった場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性 AI 以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

② 高病原性 AI 又は低病原性 AI の特定症状

薬事法で承認された診断薬を用いて検査し、家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又は抗体が確認された場合。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定症状
（死亡鶏の状態の例）

写真提供：農林水産省

第４　高病原性 AI・低病原性 AI の発生

１　海外の家きんでの高病原性 AI の発生（H5N1）

高病原性鳥 AI（H5N1 亜型による発生）は 1997 年に香港に出現し、2003 年に東南アジアの家きんで大発生が確認され、その後 60 カ国以上（アジア、アフリカ、欧州、ロシア）に発生が拡大した。

2003 年から 2012 年１月までに 50 件以上の家きんで発生が確認された国:
ベトナム、タイ、エジプト、バングラデシュ、ルーマニア、インドネシア、トルコ、ロシア、ミャンマー、大韓民国、中国、インド、ナイジェリア、パキスタン（OIE データ）

近年（2011 年１月～2012 年１月）家きんで発生が確認された国:
バングラデシュ、カンボジア、中国、香港、インド、インドネシア、イラン、イスラエル、日本、大韓民国、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パレスチナ自治区、ベトナム、ブータン（OIE データ）

高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2010年以降)

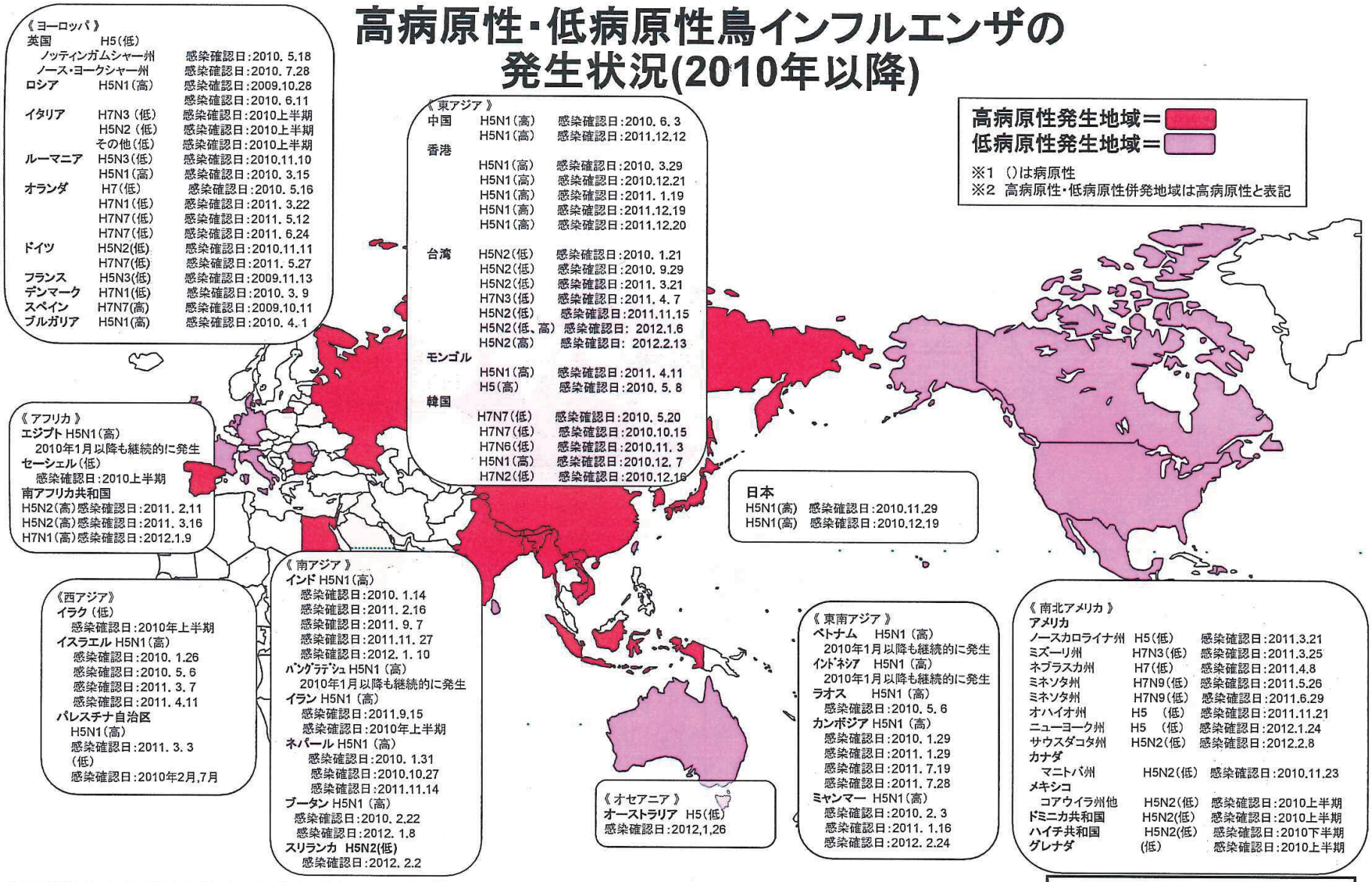

※1 更新点:台湾(台南市)における高病原性H5N2の発生(2012.2.13)
ミャンマーにおける高病原性H5N1の発生(2012.2.24)
※2 更新点:本図は発生の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない(例:日本は2011年6月25日より清浄性を回復)

2012年3月6日現在

出典:OIE WAHID及びFAO等

2　日本の家きんでの発生

日本では、2004 年に 79 年ぶりに高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、その後、2007 年および 2011～2012 年に 32 家きん農場または飼育場で発生が確認された。原因ウイルスは全て H5N1 亜型で、発生農場での飼育家きんは全て死亡あるいはと殺後、埋却あるいは焼却処分された。

これまでの日本での H5N1 亜型の高病原性 AI ウイルスによる発生は、全て韓国での発生と同時期であり、侵入ウイルスも遺伝的に近縁であったため、同一ウイルスが両国で流行したと推定されている。

近年、日本の家きんにおいて低病原性 AI は、2005～2006 年にかけて茨城・埼玉県の養鶏場、及び 2009 年に愛知県のウズラ農場で発生した。両発生において、発生鶏群では明らかな症状が認められず、ウイルス検査あるいは抗体検査によって発生が確認された。

また、原因ウイルスは H5N2 亜型または H7N6 亜型であったが、両ウイルスとも同時期に近隣国での流行は確認されておらず、農場へは気付かないうちに侵入し、関連農場に感染拡大した後に発見されたと思われる。

発生年	ウイルス亜型	発生県	発生農場数	処分羽数
2004	H5N1（高病原性）	山口、大分、京都	4	28万羽
2005～2006	H5N2（低病原性）	茨城、埼玉	41	578万羽
2007	H5N1（高病原性）	宮崎、岡山	4	17万羽
2009	H7N6（低病原性）	愛知	7	160万羽
2011～2012	H5N1（高病原性）	島根、宮崎、鹿児島、愛知、大分、奈良、和歌山、三重、千葉	24	185万羽

日本における高病原性鳥インフルエンザの確認状況

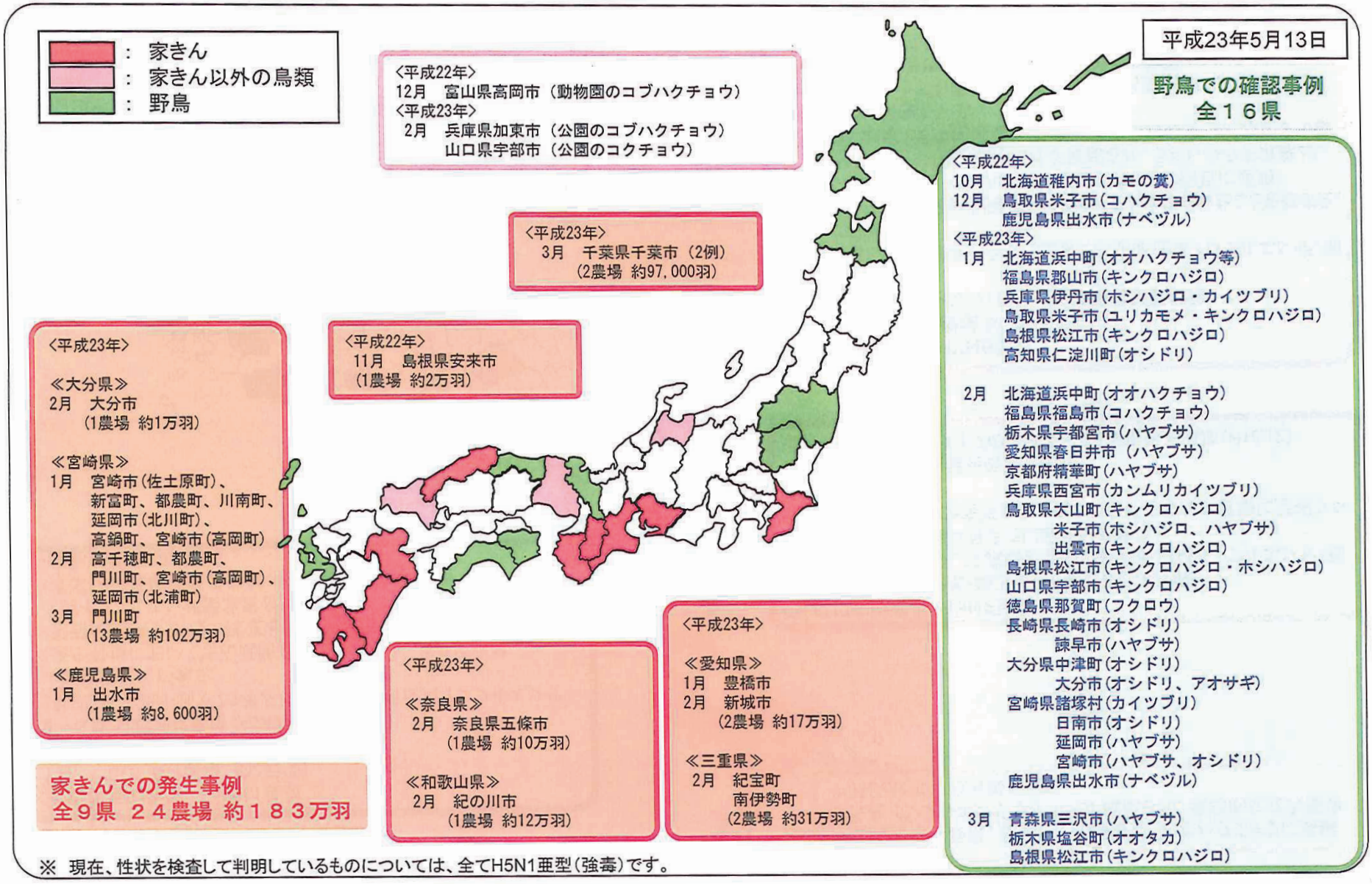

※　現在、性状を検査して判明しているものについては、全てH5N1亜型（強毒）です。

種鶏場における防疫のポイント

第2章　種鶏場における本病の侵入防止のポイント

第１　防疫の基本方針

本病は鶏舎へのウイルス持ち込みで発生し、発生群内での伝播が早く、他農場への伝播も容易に起こるため、防疫対策上最も重要なのは、「発生の予防」である。もし、死亡数の急激な増加等で発生が疑われる場合は、「早期発見・通報」さらには「迅速な初動対応」で早期の発生拡大を防止し、被害を最小限に止める必要がある。

第２　発生の予防

本病は野生動物、人や車両、用具、飼料や飲水等を介してウイルスが鶏舎内に持ち込まれることにより発生する。従って、種鶏の所有者及び管理者は、法に基づく「飼養衛生管理基準」を順守しながら発生防止に努める必要がある。

（資料）

飼養衛生管理基準

１　家畜防疫に関する最新情報の把握

２　衛生管理区域の設定

３　衛生管理区域への病原体の持込み防止

４　野生動物等からの病原体の感染防止

５　衛生管理区域の衛生状態の確保

６　家畜の健康観察と異常がある場合の対処

７　埋却地等の確保（焼却・化製も含む）

８　感染ルート等の早期特定のための記録の作成・保存

９　大規模農場に関する追加措置

第３　衛生管理区域の設定

種鶏場管理者は病原体の侵入防止のため、自らの種鶏場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにする必要がある。

衛生管理区域はウイルスの侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域で、鶏舎や飼料タンク、飼料倉庫等を含む区域とする。生活関連車両の通行帯や自宅は衛生管理区域外に区分する。区域は柵、ロープ、白線、プランター等を利用して区分した上で、「無断立入禁止」等の看板を設置する。

衛生管理区域設定のイメージ

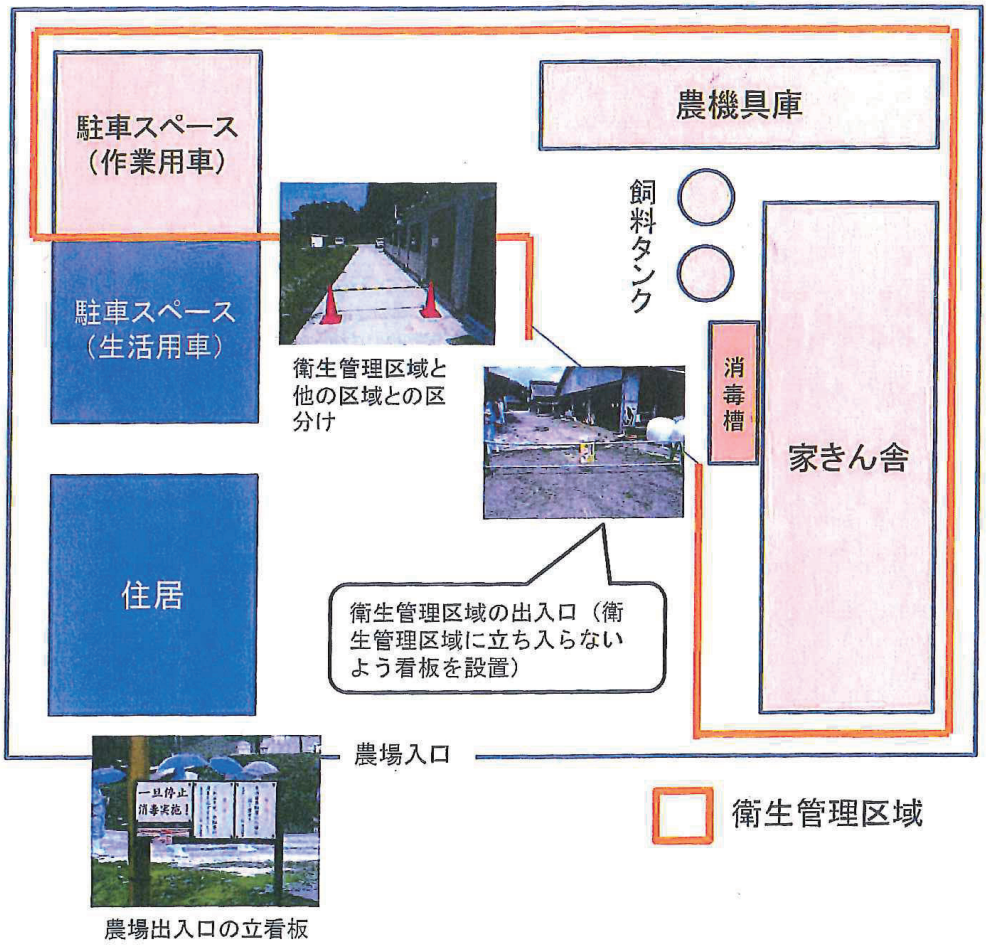

資料：農林水産省「飼養衛生管理基準（鶏その他家きん編）」

第４　衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

本病は飼養管理区域内、さらに鶏舎に病原体を持ち込むことで発生する。病原体の鶏舎への持ち込みはウイルスに感染した鳥類の糞便等が付着した人、履物、衣類、車両、飼養管理物品の鶏舎への持ち込み、あるいは野鳥やネズミ等の野生動物の侵入が原因となるため、本病の発生防止にはそれらの侵入を制限あるいは持込み物品の消毒の徹底が重要である。

１　衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

① 衛生管理区域への出入り口を必要最小限（1カ所）に限定する。

② 必要のない者の立入りを制限する。出入り口に「関係者以外の立入禁止」看板を掲示する。

③ 出入り口に消毒設備（消毒器でも可）を設置する。

④ 車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせる。

⑤ 立ち入る者に対し、衛生管理区域及び鶏舎に出入りする際に消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせる。

⑥ 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、鶏舎ごとの専用の靴を設置する。

⑦ 衛生管理区域及び鶏舎に立ち入る者に対し、専用の衣服及び靴を確実に着用させる。

⑧ 同日内に他の養鶏場等に立ち入った者の衛生管理域への立入りを禁止する。

⑨ 過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせない。

⑩ 海外で使用した衣類及び靴の衛生管理域への持込みを禁止する。

⑪　他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きん若しくは生産した卵に直接接触したものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をする。

車両消毒槽

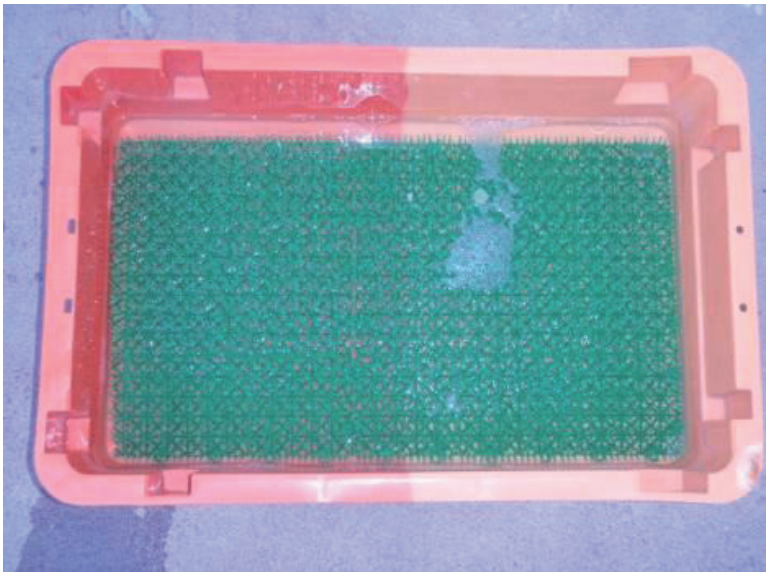

踏込消毒槽

2　野生動物からの病原体の持ち込み防止

① 鶏舎の給餌設備、給水設備又は飼料の保管場所にネズミ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう、防鳥ネットや蓋など必要な措置を講じること。

② 飲用水には病原体混入の可能性が低い水道水や井戸水を用いる。

③ 野生動物の排せつ物等の混入の可能性のある飲用水（河川や池の水等）を使用する場合は塩素等で消毒する。

④ 野鳥の侵入防止のための防鳥ネット（網目は 2cm 以下）、野鳥避け装置等を設置する。

⑤ ネズミ及び害虫は消毒剤、忌避剤、殺鼠剤等を用いて駆除する。

防鳥ネット等野鳥・野生動物侵入防止の種鶏場例

3　衛生管理区域の衛生状態の確保

① 衛生管理区域内の鶏舎及び設備、器具等を定期的に清掃又は消毒する。

踏み込み槽：毎日始業前に点検し、汚れ等がある場合は取り替える。

鶏舎外側：月1回以上の清掃及び消毒（国内発生時には週１回とする）

鶏舎内側：サービスルーム及び通路等は毎日清掃及び消毒を実施し、オールアウト後の空舎時は清掃及び消毒を徹底する。

集 卵 機：毎日始業前に点検し、終了後には清掃及び消毒する。

鶏舎設備及び使用車両、備品等：車両、設備及び備品等は使用前及び後に点検し、清掃と消毒を行う。

貯 卵 室：毎日終業前に清掃及び消毒を実施する。

② 鶏の出荷又は移動により鶏舎又はケージが空になった場合には、清掃（場合により水洗）及び消毒を実施し、十分乾燥させる。

③ 密飼いをしない（1 羽当たり 0.04～0.06 ㎡以上が基準）。密飼いは鶏にストレスを与え、健康状態の悪化から病気に罹り易くなるため、法律で規定されている。

④ 鶏の出荷又は移動により鶏舎又はケージが空になった場合には、清掃及び消毒を実施し、十分乾燥させる。

衛生管理区域内の衛生状態例（石灰散布）

第５　種鶏の健康観察及び異常鶏の発見

本病の発生被害を最小限に止めるためには、高病原性鳥 AI を疑う異常を早期に発見し早期の初動防疫を行うことが重要である。

種鶏場の管理者は種鶏の健康状況を毎日観察して記録を保存する。もし、明らかな管理ミス等が見当たらず、死亡率の急激な上昇等の高病原性 AI を疑う異常や特定の症状が確認された場合には直ちに管轄の家畜保健衛生所にその旨届け出なければならない。

１　種鶏の健康観察

① 管理者は鶏舎毎の作業管理記録簿を作成し、保管する。

② 作業管理記録簿には鶏の健康観察（元気消失等の発症の有無、死亡数、産卵数、飲水や飼料摂取状況等）の記載項目を設ける。

③ 鶏舎の担当作業員は毎日の健康観察結果を記録し、管理者にその結果を報告する。

２　高病原性 AI を疑う異常や症状の届出

本病の「特定症状」（第1章第3－3を参照）を呈していることを発見した獣医師又は家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

上記の特定症状に加えて、以下の症状を発見した場合も本病を疑い、最寄りの家畜保健衛生所に通報し、検査を受ける。
① 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を発見した場合
② 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合

家畜保健衛生所に届け出た場合、管理者および作業者は農場で待機し、家畜保健衛生所からの指示を待つこと。また、その間、衛生管理区域内の家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物、物品等の衛生管理区域外への持ち出しは行わないこと。

高病原性 AI の症状例

チアノーゼなどの症状がほとんど認められず、うずくまり、沈鬱の症状を示す。

（写真提供:宮崎県宮崎家畜保健衛生所）

第６　家畜保健衛生所及び管理獣医師との連携

本病に対する防疫措置は家伝法に基づき、家畜保健衛生所等の家畜防疫員の指示に従って実施されるので、本病の発生防止と発生後の措置を遅滞なく実施するためには、家畜保健衛生所または管理獣医師との連携が重要となる。

１　発生防止及び早期発見のための連携

家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは農場の立入検査を実施する。

① 原則として、年1回以上実施される、家畜防疫員の農場立入検査に協力し、必要な飼養衛生管理情報や死亡又は発症鶏等の検査試料提供を行う。

② 大規模所有者（鶏 10 万羽以上の所有者）は、家畜伝染病予防法の規定に基づき、担当獣医師を置き、飼養衛生管理について指導を受け、斃死鶏の異常増加時には従業員が家畜保健衛生所に通報する体制を整備する。

２　発生確認後の防疫措置のための連携

① 農場管理者は本病発生を想定して、家畜保健衛生所と連携して、埋却地の事前選定に協力する。

② 常に飼育家きんの健康状況を観察、記録し、本病を疑う異常や「特定症状」が観察された場合は直ちに家畜保健衛生所に届け出て、家畜保健衛生所の指示を待つ。

③ 飼養衛生管理区域の出入り口は原則１カ所に限定し、家畜保健衛生所からの指示があるまでは家きん、死体、家きん生産物、排泄物、敷料、飼養管理に用いた機材等の管理区域外への持ち出しを自粛する。

④ 本病の発生が確定した場合は、初動防疫に必要な情報（農場の所在地、鳥種、飼養羽数、埋却地等の確保状況等）を提供する。

⑤ 感染ルート等の早期特定のための下記情報を提供する。

- 衛生管理区域に立ち入った者（作業員、獣医師、農場指導員、ｷｬｯﾁｬｰ等）
- 従業員の海外渡航歴
- 導入した家きんの種類、羽数、健康状態
- 導入元の農場等の名称及び導入の年月日
- 飼養する家きんの異状の有無と異状状態（産卵数、卵重、症状、発症家きんの所在場所等）
- 衛生管理区域に立ち入った車両（家きん運搬車両、集卵車、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両及び排せつ物・堆肥運搬車両等）
- 堆肥の出荷先

⑥ 農場内及び家畜保健衛生所との連絡窓口等外部との連絡体制を決定し、職員並びに関係者に周知する。

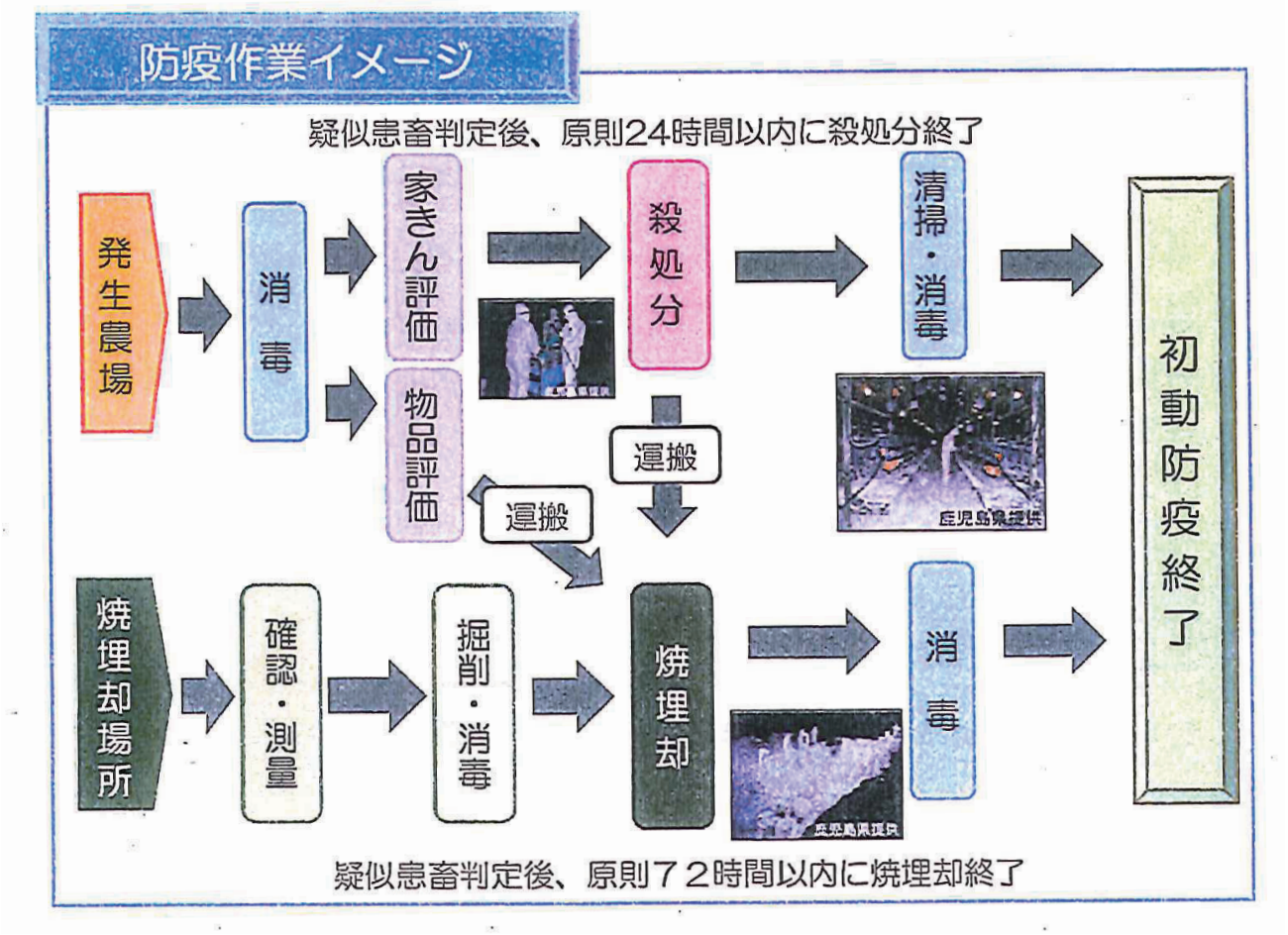

第3章　種鶏場が本病の発生農場となる場合の対応

第１　異常鶏の確認時の早期通報

農場管理者は種鶏群において一定の異常症状（チアノーゼ、沈うつ等）「特定症状」が認められる、あるいは5羽以上がまとまって死亡している場合等には農場長または管理獣医師に相談して、最寄りの家畜保健衛生所に連絡する。

（**病性の判定**）異常鶏について、家畜保健衛生所による簡易キット検査で陽性となる場合は発生を疑う事例と判断され、ウイルス遺伝子検査（リアルタイムPCR法）が実施される。遺伝子検査の結果がH5又はH7と判定された場合は、疑似患畜となり、と殺等行政処分の対象となる。

（参考）通常想定される検査の流れ（鶏の検査で通常想定されるもの）

１．異常家きんの届出・通報があった場合

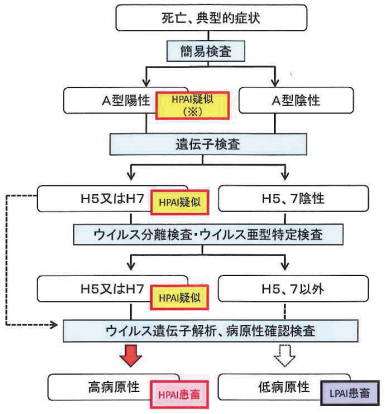

※：発生農場と疫学的関連のある農場で飼養されている場合

２．モニタリング検査の場合

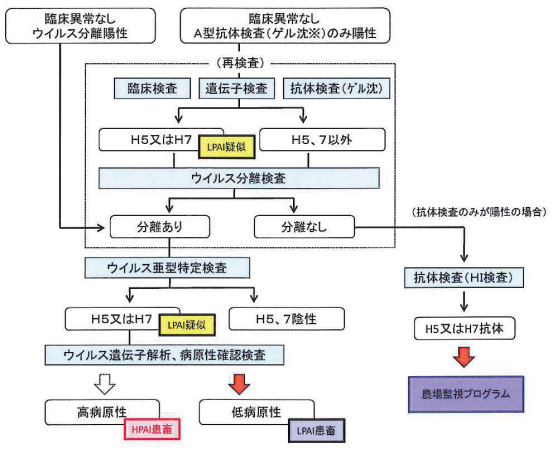

※：ELISA陽性の検体の再検査

HPAI：高病原性鳥インフルエンザ、LPAI：低病原性鳥インフルエンザ

第２　種鶏場での発生を疑う事例から確定（病性判定）までに予想される経緯

1　通報先の家畜保健所の家畜防疫員から、立入検査を行う旨、家きん等及び汚染物品となる可能性がある物の移動自粛、まん延防止対策（人の立入りの制限）、農場及び鶏舎周辺における消毒等の強化が指示される。家畜防疫員が農場に到着すると、鶏群の経歴発病までの経過、状況等について聞き取り調査、異常家きん及び死亡家きんの複数羽を対象とした簡易キット検査を行う。

2　簡易検査により、陽性と判定された場合には、家きん等及び汚染物品となる可能性がある物の移動制限、まん延防止対策（人の立入りの制限）、農場及び鶏舎周辺における消毒等の強化などの措置が指示される。

3　行政は陽性判定時に備えた対応に入り、行政による指導、監督、命令の発動準備に入る。

4　種鶏場は行政の指揮下に入り、その指導に従うとともに、感染ルート等早期特定のための情報提供（移動履歴など）、農場情報等を提供する。

第３　種鶏場が発生農場と確定した時の対応

家畜伝染病予防疫指針に基づく種鶏場に対する防疫措置

1　**と殺指示書の交付**：種鶏場が発生農場となった場合、家畜防疫員からと殺指示書が交付される。

2　**発生時におけるまん延防止**：種鶏場が発生農場となった場合には、当該農

場内の鶏は陽性判定後、原則24時間以内にと殺される。生産種卵、飼料、鶏糞、敷料、鶏舎で使用の器具・器材等は汚染物品となり、焼却又は埋却、困難な場合には、化製処理又は消毒が行われる。 発生鶏舎の保全、と殺命令、防疫の措置等については家畜防疫員の指示に従う。

3　**移動禁止**：種鶏場は発生農場に指定され、発生農場から一定距離内の家きん農場は移動制限または搬出制限区域となり、行政監視下に置かれる。

4　**消毒の強化と人及び車両等の出入り制限**：農場出入口は1か所に限定されるとともに、農場の内外の消毒が強化され、人及び車両は出入り制限される。

5　**生産種卵の遡り調査**：発生鶏群由来の種卵で、病性判定日より高病原性AIでは遡り21日目間、低病原性AIでは遡り180日間までの生産種卵が汚染物品の対象であるが、その期間はまん延防止等の判断により決定される。

6　**感染ルート検証及び疫学関連農場調査のための情報提供**：行政の疫学調査チームによる聴き取り調査、記録の確認が行われる。

7　**ヒトの保健所による問診、聞き取り調査**：**従業員は**10日間の健康観察が要請、同意の上での抗インフルエンザウイルス薬の投与が行われる。

第４　埋却、焼却、化製等の準備

病性診断が確定した場合、行政措置のと殺命令が下される。埋却の候補地又は焼却等については、事前に行政と協議して準備する。 埋却地の選定基準は鶏100羽当たり0.7平方メートルとなっている。　埋却措置が出来ない場合は焼却、発酵又は化製（レンダリング）措置があり、行政と協議する。

焼却の例：移動式焼却施設

（写真提供:島根県）

第５　発生後、種鶏場が守らなければならない注意点

1　**発生農場の移動禁止**：発生農場の全鶏群のと殺、汚染物品（生産物、飼料、鶏糞、敷料、鶏舎の機具•器材）等の埋却、焼却又は消毒の実施及び移動制限等の行政の措置対応が求められる。

2　**汚染拡大の防止策**：人、関係車両の出入り制限、汚染物品の種鶏場外流出を防止する。

3　**種卵の処理**：高病原性 AI では、病性判定日から21日間の遡り期間が対象となり、とくにふ卵場へ出荷した種卵について、追跡調査の対象となる。（低病原性 AI では遡り調査対象期間は180日間）

第６　種鶏場再開に向けての準備

1　　行政の指示の下、鶏舎等の消毒をと殺終了後1週間間隔で3回以上実施するとともに、農場内の飼料、鶏糞等に含まれるウイルスの不活化処理を行う。

2　都道府県により、消毒完了後に鶏舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査が実施される。

3　さらに、清浄性を確認するためにモニター家きんの導入、4週間飼養後の陰性の確認検査を経て経営の再開が可能となる。

4　モニター家きんは、導入 2 及び 4 週間後に臨床検査、ウイルス分離検査、血清抗体検査が実施される。

5　モニター家きん舎は消毒後、家きんの再導入となる。

第4章　種鶏場が移動制限区域又は搬出制限区域に指定された時の対応（家伝法第32条）

第１　防疫指針に基づく種鶏場に対する措置

１　**移動制限区域の指定**：発生疑いのある種鶏場で簡易キット診断が陽性となり、リアルタイム PCR 検査が陽性と判定されると、発生農場となり、その種鶏場を中心に高病原性 AI の場合は半径3km 以内、低病原性 AI の場合は半径 1km 以内に移動制限区域が、また前者では半径10km 以内に、又は後者では半径5km 以内に搬出制限区域が設定される。但し、疫学関連や感染拡大の恐れがある場合には半径10km 以内又はそれを超えて移動制限区域が設定される。

２　**移動制限**：制限区域内の農場は、鶏、種卵、死鳥、敷料、飼料、鶏糞、使用器具等の移動が制限される。

３　**清浄性確認検査**：発生種鶏場のと殺処分の開始と同時に高病原性 AI では移動制限区域内、また低病原性 AI では搬出制限区域内の農場について臨床検査、ウイルス分離検査、血清抗体検査（発生状況確認検査及び清浄性確認検査）が実施される。

４　**死亡鶏及び健康観察の報告**：制限区域内の農場は、毎日の死亡鶏等の報告の提出を求められる。

５　**生産種卵等の出荷**：陰性が確認された種鶏群由来の種卵は移動制限区域内の孵化場へ条件付きで出荷が認められる。また、搬出制限区域外にある孵化場への出荷は認められる。

「高病原性 AI・低病原性 AI 関する移動制限区域及び搬出制限区域の設定」

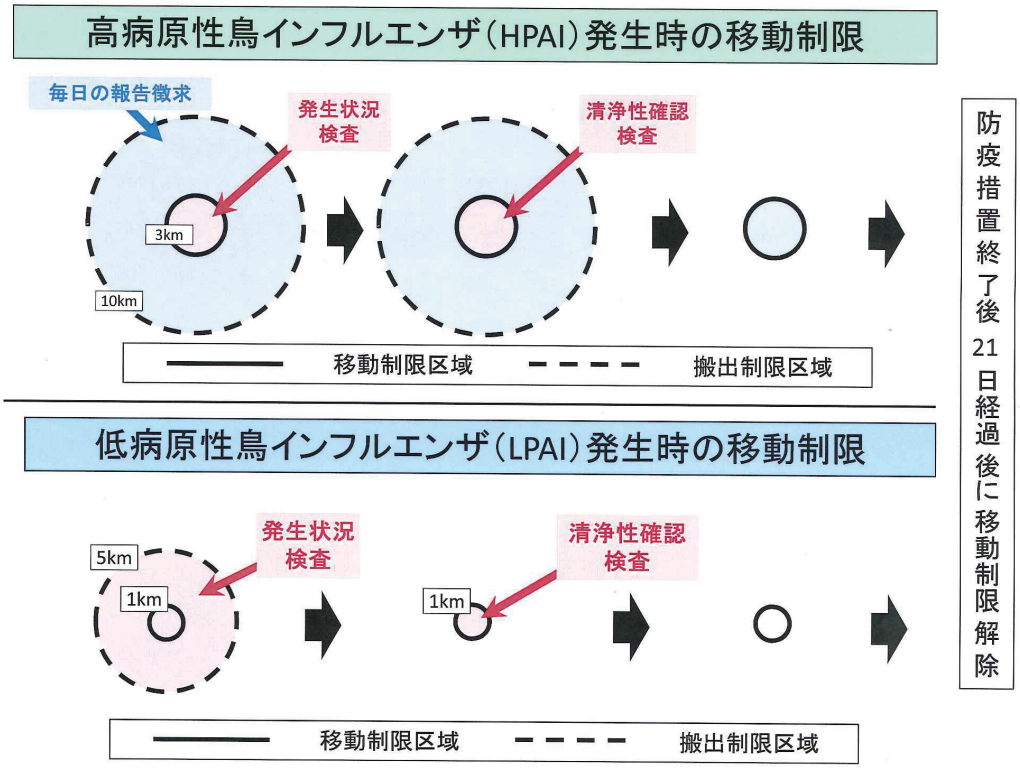

種卵のふ卵場への出荷・ひなの出荷

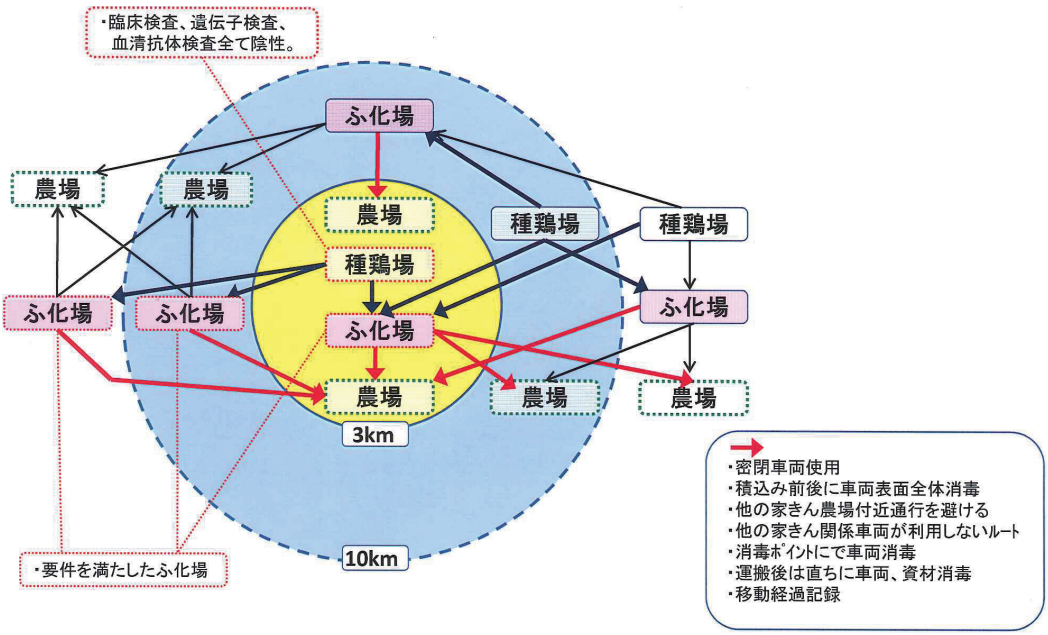

第２　種鶏場が守らなければならない注意点

１　**消毒の徹底**：種鶏場内外、衛生管理区域内に出入りする者の消毒を徹底する。

２　**まん延の防止**：種鶏場内の生産物等（卵、飼料、鶏糞、機具・器材等）はウイルスを拡散させる場合があるので、衛生管理区域外へ持ち出す場合は消毒等の措置を事前に行う。

３　**野鳥、野生動物等の農場内への侵入防止の徹底**：とくにネズミ対策を強化する。

４　**人、車両等の出入りの制限。**

５　**種卵コンテナ、飼料、薬品等の農場搬入品の消毒等を徹底。**

６　**ロットごとの区分管理**：移動制限区域内の種鶏場にある種卵の出荷には、ロットごとの区分管理を行い、農場単位の運搬車を使用する。

第３　移動制限から業務再開までに守らなければならない注意点

１　鶏舎ごとの管理者の指定と消毒衛生管理を徹底する。

２　鶏舎、鶏群ごとの飼養管理を記録する。

３　鶏群ごとの健康観察記録、異状有無の点検記録、斃死状況を記録する。

４　鶏群ごとの種卵について、ロットごとの区分管理を徹底する。

５　種卵輸送車両の消毒を徹底する。

〔見本〕　　農場飼養管理記録(日報)　　記録者

農場　　年　月　日　曜日　天候　　鶏舎担当者

鶏舎番号:　　号　　鶏種:　　日齢:　　コードNo.:

♀当日減耗羽数　　死亡/淘汰:　/　羽　♀生存羽数

♂当日減耗羽数　　死亡/淘汰:　/　羽　♂生存羽数

給餌量のメーター・飼料No.(入荷時、変更時、使用開始日)

給餌時間:①　時　分、②　時　分、③　時　分、④　時　分、⑤　時　分

食下量(g/日羽)	g	
給餌機・飼料搬送機に異常はないか	有 ・ 無	
給水量のメーター	L	
フィルターの詰まりはないか	有 ・ 無	
点灯時間は何時間かタイマーの設定	点灯(朝):　時　分～　時　分(　分間)	
(通算点灯　時間　分)	(夜):　時　分～　時　分(　分間)	
電灯の不備等	有 ・ 無	
舎内温度は最高℃	℃	
最低℃	℃	
換気扇・電灯の異常はないか	有 ・ 無	
産卵個数は何個	個	
種卵個数は何個	個	
卵重は何グラム	g	
種卵消毒開始時間	時	時　時
種卵出荷の有無	有 ・ 無 (出荷時間:　時　分、運転手:	

食卵　個	破卵　個	奇形卵　個	巣外卵　個	その他	計
破卵、奇形、汚卵、巣外は増えていないか			有 ・ 無		
貯卵庫の温度と湿度	最高　℃		最低　℃	湿度	
体重・体重変動係数 (体測日に記載)	g				
解剖所見					
ネズミ、ハエ、ワクモを見かけた			有 ・ 無		
殺鼠剤の配置点検は行ったか	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無	
サービスルームの衛生度は	良好・不良		良好・不良	良好・不良	
薬品名・使用量、投薬期間					
殺虫剤・ビタミン剤も含む					

車両消毒装置作動異常はないか(薬液)	有 ・ 無
水道ポンプの作動異常はないか(水抜き)	有 ・ 無

鶏舎周辺点検(防鳥ネット、排水口、非常口等の異常の有無):　有・無　(報告、対応等)

特記事項 (通常管理者以外の舎内立入者:例　○○獣医、電気保安協会等　)

第5章　制限の対象外措置の条件

第１　移動制限区域内の種卵のふ卵場への出荷の条件

1　移動制限区域内に入った種鶏場由来の種卵は、清浄性（発生状況確認検査結果が陰性）が確認された後に、ふ卵場の再開の要件（再開の要件及び再開後の遵守事項）（第10の3の（3））を満たす移動制限区域内または区域外のふ卵場への出荷が可能となる。このため種鶏における衛生管理を維持し、種卵の出荷準備をする。

2　種鶏舎で集卵された種卵の消毒管理を徹底する。

3　鶏舎、鶏群ごとの種卵のロットごとの区分管理を徹底する。

4　種卵運搬車は移動前後及び移動中に消毒ポイント等で運搬車両を十分に消毒する。

5　種卵輸送に使用した車両及び器具・機材は使用後直ちに消毒する。

日報チェックリスト（農場名：　　鶏舎No.：　　）

年　月　日　曜日　　鶏群コード：　　日齢：　　記録者：　　確認者：

鶏種	♀羽数	♂羽数	♀減耗		生存羽数	♂減耗		生存羽数	産卵個数							
			斃死	淘汰		斃死	淘汰		種卵	食卵	二黄卵	破卵	奇形卵	総産卵数	個卵重	

配電盤点検	異常ないか		有	無		鶏	異常ないか	有	無	備　考（投薬等の記事）
換気点検	異常ないか		有	無		サービスルーム点検	異常ないか	有	無	
換気扇点検	異常ないか		有	無		消毒液	異常ないか	有	無	
舎内温度	最高：	最低：				殺鼠剤	異常ないか	有	無	
湿度						火気	異常ないか	有	無	
給餌	異常ないか		有	無		戸締まり	異常ないか	有	無	
給水器	異常ないか		有	無		餌タンク	異常ないか	有	無	
飲水量		立方メートル				水道ポンプ	異常ないか	有	無	
電灯	電球切れ		有	無		配管	異常ないか	有	無	
飼料メーター										

第２　搬出制限区域内の種卵のふ卵場への出荷の条件

１　搬出制限区域内の種鶏群は隔離飼養を行い、衛生管理を維持する。

２　種卵運搬車は移動前後及び移動中に消毒ポイント等で運搬車両を十分に消毒する。

３　種卵輸送に使用した車両及び機具・器材は使用後直ちに消毒する。

４　制限区域内の種鶏場にある種卵の出荷は、農場単位の運搬車を使用する。

第6章　種鶏場における消毒のポイント

第１　種卵の消毒

1　種卵は鶏群のロットごとに区分管理する。

2　種卵を収容するトレー及びコンテナ又はラックは、種鶏場及び種鶏舎搬入前に消毒を行い、野鳥やネズミ等（糞尿を含む）と接触しないところで保管する。

3　集められた種卵は、ふ卵場向け出荷用トレイ又はラックに収容される。

4　集卵後直ちに消毒する。

5　消毒後の種卵は衛生的に取り扱い、未消毒卵との交差を避け、貯卵室に保存する。

6　種卵（未消毒）の選別作業に従事する者が、消毒済種卵及びコンテナ又はラックを扱う場合には接触するおそれのある手指及び着衣の消毒を励行し、交差汚染を避ける。

種卵消毒のポイント

種卵の消毒法には以下のような消毒薬とその使用方法がある。

１　消毒薬

（１）アルデヒド系：①ホルムアルデヒド（市販品名：ホルマリン）、②グルタルアルデヒド（市販品名：エクスカット、グルタクリーン、グルタＺ、ヘルミン等）

（２）過酢酸系：市販品名：ハイペロックス

２　消毒方法

（1） 燻蒸消毒：

防疫指針に記載されているホルマリンによる燻蒸方法

① 触媒（過マンガン酸カリウム、次亜塩素酸ソーダ等）を用いて燻蒸する方法

② 電気釜、電気フライパン等加熱して蒸散させる方法

③ ふ卵機のハッチャー等で、自然蒸散させる方法

鶏舎、ふ卵器、種卵等の消毒に使用され、消毒効果は高い。

【注意点】ホルマリンは人体に影響があり、「労働安全衛生法・特定化学物質障害予防規則」の基準順守が必要。

（2） 煙霧消毒：

① 微細粒子を発生させる機器による煙霧消毒方法

② 煙霧には加熱装置によるものと、非加熱装置によるものがある。

③ 界面活性剤などによる鶏舎や種卵等の消毒に使用される。

（3）浸漬法：

界面活性剤を使用した種卵の消毒方法で、恒温の温水槽（42℃）に一定濃度の消毒液を用い、種卵に一定時間消毒剤を感作させる方法。ポイントは、消毒薬の温度管理、消毒濃度、消毒効果の確認、種卵の温度管理が要点であり、主に界面活性剤が使用されるが、使用不適な消毒薬がある。

（4）ガス消毒：

ガス発生装置による消毒方法

種卵の消毒は、密閉した室でオゾンガスを発生させて、一定時間感作させて消毒する。

【注意点】オゾンガスは人体に影響があるため、ガスを完全に排気する必要がある。

第２　種鶏の飼養管理に使用した機具・器材の消毒

１　種鶏舎内の器材等は使用後早急に消毒する。搬出可能な器材は鶏舎外へ持ち出し消毒を行う。搬出できない器材については、鶏舎内で定期的に消毒を行い、鶏群のオールアウト後に徹底した消毒を実施する。

２　種鶏舎内は作業終了時に機具等の点検を行う、またサービスルームや内部の通路等を清掃、消毒液を散布する。鶏舎外及び農場境界域には消石灰を定期的に散布し、野鳥やネズミの糞や汚物を消毒し接触や侵入を防止する。
また鶏舎外壁は定期的に消毒液を散布し、周辺域の消毒を強化する。

第３　車両の消毒

１　種鶏場の車両は使用前後に消毒を行い、常に清掃に心掛ける。

２　飼料運搬、種卵運搬輸送車等は種鶏場出入り口にて消毒を行う。

３　種卵輸送車は荷台扉の開放時に消毒し、種卵トレー等は搬入または保管前に消毒する。

４　薬品等輸送車は荷台扉の開放時又は動物用医薬品等の搬入後に一時保管室にて消毒を実施し、外部からの汚染因子の侵入防止を図る。

【参考】巻末付属資料

表１　高病原性鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬使用上の留意点

表２　主な畜産用殺菌消毒剤

（出典：「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために」（平成 19 年 10 月）

社団法人　全国家畜畜産物衛生指導協会

ふ卵場における防疫のポイント

第７章　ふ卵場における本病の侵入防止のポイント

第１　防疫の基本方針

種鶏群で本病が確定すると、種鶏群由来種卵は汚染物品となる。生産された種卵は確定日（病性判定日）の遡り調査から、汚染物品は廃棄処分となる（第３章第３の７）。ふ卵場が本病の関連施設とならないためには、汚染種卵を持ち込まない予防対策が重要となる。高病原性 AI では、種鶏群の臨床症状等により早期発見が可能であるが、低病原性 AI では種鶏群に症状が現れない場合が多く、ふ卵機に入卵した種卵が汚染物品となる可能性がある。ふ卵場が関連施設にならないためには、取り扱う種卵を生産する種鶏群に本病を発生させないことが重要である。

第２　ふ卵場での発生予防

ふ卵場が本病関連施設とならないためには、取り扱う種卵はもとより、ふ卵場における衛生管理、防疫管理が基本となり、衛生管理区域を設定し、外部（人、種卵、搬入物品、資材・薬品、衛生害虫・野鳥等）からウイルスの持ち込み、汚染を防止する。ふ卵工程にあっては、区分管理と種卵のロットごとの区分管理（第９章の第５末尾注釈を参照）が要点となる。

第３　衛生管理区域の設定

ふ卵場の敷地内に第三者が立ち入らない衛生管理区域を設定し、その境界には消毒装置を設け、柵、白線、プランターなどにより区別する。境界には立ち入り禁止等記入した標識を設置する。なお、従業員等が使用する車両の駐車場は衛生管理区域外に位置付けられる。

ふ卵場　衛生管理区域（例）

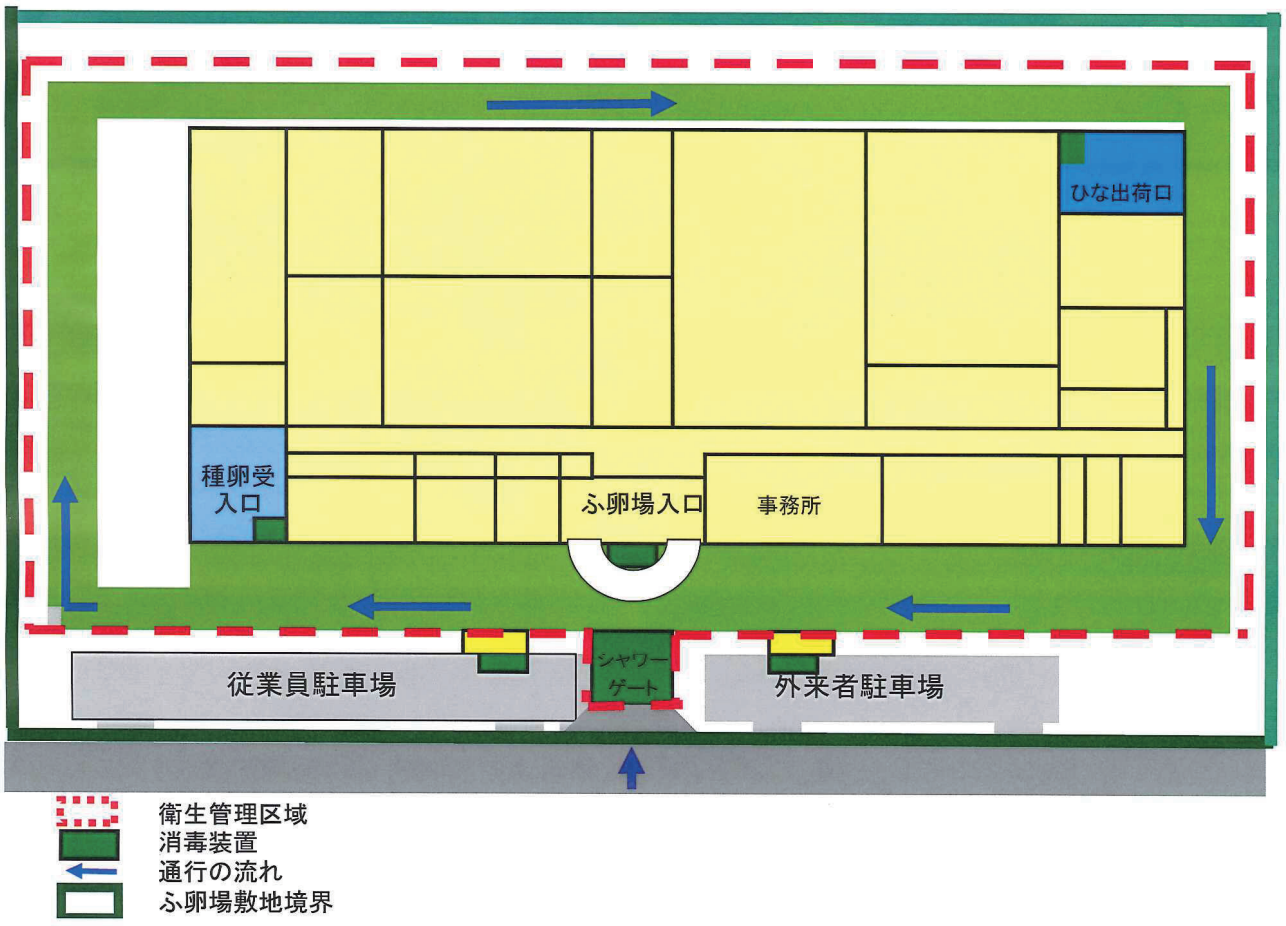

第４　衛生管理区域への病原体の持ち込み又は汚染の防止

ふ卵場に本病ウイルスが持ち込まれるのは、種鶏場からの種卵搬入又は汚染物の持ち込みによる場合である。衛生管理区域の設定により、区域内への出入り者又は物品の制限等により、区域内の汚染防止に務める必要がある。

１　衛生管理区域への病原体持ち込み防止

① 衛生管理区域には、車両消毒装置等又は踏み込み槽、手指消毒装置を設置し、消毒を実施する。
② ふ卵場に入る従業員又は関係者は、更衣室でシャワー、衣服、靴等についてふ卵場内部用のものに取り替えて入場する。また、ふ卵場退場時にも同様、外部用衣服等に交換して、外部へふ卵場内の汚染物を持ち出さない。
③ ふ卵場に搬入される物品は、搬入前に消毒（パスボックス等）を実施する。
④ 種卵の本病汚染の対策には、防疫指針に種鶏場又はふ卵場で消毒をすることと記載されている。従って、種鶏場との連携により汚染防止策の徹底を図り、消毒工程に遺漏がないよう注意し、衛生管理マニュアル等を実施しその点検記録を保存する。
⑤ ふ卵場内に持ち込む資材等や人について、物品受け渡し台帳及び入退場記録を付ける。
⑥ 同一日に他の畜産関連施設に立ち入ったもの、又は海外から１週間以内の入国者（帰国者含む）の立ち入りを制限する。
⑦ ふ卵場は野生動物、野鳥の侵入防止対策を行い、とくにネズミ等の出入り防止策を実施する。

衛生管理区域の車両消毒装置の例

２　衛生管理区域内の衛生状態の確保

① 消毒装置の消毒薬の点検（薬液残量、薬液濃度、噴出量の調節）を実施し、補充薬液量、薬剤濃度、点検日及び点検者、確認者等の記録を保存する。
② 衛生管理区域内の清掃に心掛ける。管理区域の境界周辺の消石灰散布、枯葉等の除去、野鳥等の糞尿の消毒、清掃を行う。

衛生管理区域の消毒の例（石灰散布）

第５　ふ卵工程における異常の発見

種鶏場で本病が発生した場合、その生産種卵はふ卵機内に入卵済みまたは貯卵中等のふ卵工程の途中にある場合が多い。ふ化成績は、季節、鶏種、種鶏群の週齢、貯卵期間、ふ卵温度変化等の要因により大きく異なるため、日常からふ化成績の管理記録を付け、その履歴を参考として、異常の発見に努め、異常発見時には管理獣医師または家畜保健衛生所に相談する。従って、ふ卵成績の記録を付け、保管することが重要となる。

孵化成績管理表（例）

産卵日	入卵日	発生日	農場	ｺｰﾄﾞNo	鶏種	検卵日	検卵日令	入卵時週令	貯卵日数	ｾｯﾀｰNo.	検卵数	無精卵数	中止卵数	無精率(%)	初期中止率(%)	受精率(%)	熟卵率(%)	前回週令	前回貯卵日数	前回受精率(%)	前回熟卵率(%)
1/1	1/4	1/25	A	110101	B	1/10	10	44	3-5	10	1500	53	52	2.2	1.8	97	93	42	10	95.2	91.8

第６　家畜保健衛生所及び管理獣医師との連携

ふ卵場がふ卵の中止又は停止する場合は、取り扱い種卵を生産する種鶏群で本病が発生した時又はふ卵場が移動制限区域に入った場合である。また第７章の第５のふ卵工程における異常の発見時には、管理獣医師または行政への届け出から指導・措置の対象となる場合がある。従って、普段より上記両者とは情報等の交換を行い、有事に備えることが要点となる。また、ふ卵場における本病の発生時の対応は、広範囲な農場に及ぶ場合があり、また非常に複雑な判断が要求されるため、必ず行政当局の指示に従うこと。

第８章　ふ卵場が本病の関連施設となる場合の対応

ふ卵場が本病の関連施設となる場合、種鶏群における病性判定日又はふ卵工程の異状発見時にふ卵の停止等の措置が要求される場合があり、その対応には行政の指示が重要となる。この判断要因には、種卵の消毒状況とその扱い、発生鶏群に関連するまん延状況等が複雑多岐な判断となる可能性がある。従って、過去における本病関連の発生事例は参考とならないので注意が必要である。

第１　ふ卵工程における異常発見時の通報

本病に感染した種鶏群由来の種卵は、そのほとんどの種卵は入卵数日後に発育停止になる場合が多いが、低病原性鳥 AI または届け出 AI では発育が停止しない場合がある。ふ卵工程における異常はその感染を疑う場合に有力な症状である。無精卵又は発育中止卵（主に初期及び中期）の増加等の異常発見時には管理獣医師又は行政に相談する。

第２　ふ卵場が本病の関連施設と確定するまでに予想される経緯

取り扱い種卵の生産種鶏群で本病感染の疑いがあり、ふ卵場が関連施設となる疑いが発生した場合、ふ卵の一時的な停止又は中止の自粛要請があり、ふ卵場からのひなを含む物品及び人の出入り等の移動の制限の自粛、現場保全の要請が予測される。

第３　ふ卵場が本病の関連施設と確定した時の対応

取り扱う種卵を生産する種鶏場で本病の病性判定が陽性となった場合、ふ卵場は関連施設と判断され、ふ卵の停止又は中止、ふ卵場内の発生ひなを含む物品の移動制限、また人物の出入りが禁止される。また、ふ卵場内外の消毒の徹底が指示される。

ふ卵場における衛生管理の状況、種卵の衛生管理、区分管理、ロット管理等の状況により、措置の内容は異なるため、行政の判断に従う。病性判定日までにふ化したひな又は当該種鶏群由来の種卵については遡り調査が実施される。

第４　埋却、焼却、化製等廃棄の準備

ふ卵場内の貯卵中の種卵、ふ卵中の種卵、又は発生するひなについては、汚染物品と判断され、廃棄処分となる可能性が高い。行政の判断により廃棄措置となる場合はその指示に従う。

第５　本病確定後、ふ卵場が守らなければならない注意点

ふ卵場が関連施設となった場合、ふ化関連物品について、まん延防止対策の措置が実施される。

① ふ卵の停止又は中止。
② ふ卵場内外の消毒の強化。
③ ふ卵場への人の入場制限。
④ 汚染物品等の移動の禁止、また搬入物の禁止又は制限。

第６　ふ卵場再開に向けての準備

本病の関連施設となったふ卵場の防疫措置が開始されると、ふ卵場は再開に向けた準備に取りかかる。

① 行政の指示によるふ卵施設、関連機材等の消毒の徹底。

② 行政によるふ卵施設消毒完了の報告。

③ ふ卵場再開の要件の確認。

④ （農水省と家畜保健衛生所による協議）ふ卵場再開の許可。

⑤ 種鶏場より種卵の移送・搬入の開始。

第9章　ふ卵場が移動制限区域又は搬出制限区域に指定された時の対応（家伝法第32条）

第１　防疫指針に基づくふ卵場に対する防疫措置

移動制限区域内にあるふ卵場がひな（移動制限区域外の種鶏場由来種卵のふ化ひなに限る）を出荷する場合、以下のふ卵場の再開（防疫指針第10の3の(3)（注1））の要件を満たし、ふ卵場の再開についての認可を前提に、移動制限区域内・外の農場にひなの出荷が可能である。

1　密閉車両を用いる。

2　積み込み前の車両表面全体を消毒する。

3　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

4　消毒ポイント等において車両を十分に消毒する。

5　運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。

6　移動経過を記録する。

【注】「密閉車両」とは、

① 外界からの隔離が可能で、かつ遮光された箱型荷台を有するひな輸送車（通称「チックバン」）のこと。この輸送車にはアルミ製のバンタイプ（部分アルミも可）及び空調機搭載車などが含まれる。（布製であっても、外界からの隔離可能でかつ、遮光された荷台であると解釈されるものに限られる。）

② 車両の消毒時（消毒ポイント、シャワーゲート等）の密閉状態が可能で、かつ、荷台内部に消毒薬がかからない構造であること。

ひな輸送車（チックバン）の例

写真提供:㈱ゲン・コーポレーション

（注１）防疫指針　第１０の３の（３）　「ふ卵場の再開」

①　再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のふ卵場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

ア　車両消毒設備が整備されていること。

イ　貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及びひなが接触しない構造であること。

ウ　貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ　定期的に清掃・消毒をしていること。

オ　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルを遵守する体制が整備されていること。

カ　②の事項を遵守する体制が整備されていること。

②　再開後の遵守事項

ア　防疫指針第9の5の（3）（注2）又は（4）（注3）により出荷が認められるまで、ひなを出荷しないこと。

イ　車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ　ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋を使用すること。

エ　ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。

オ　コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに害虫、野鳥を接触するおそれのないところで保管すること。

カ　ロットが異なる種卵及びひなが接触しないようにすること。

キ　搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。

ク　ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。

ケ　ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。

コ　種卵及びひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

（注２）防疫指針　第９の５の（３）

「移動制限区域内の種卵のふ卵場への出荷と当該種卵から生まれたひなの出荷」

①　臨床検査、遺伝子検査及び血液検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場に出荷することができる。

ア　移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれも該当するものであること。

（ア）第10の3の（3）により事業を再開したこと。

（イ）移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれたひな（初生ひなをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。

a　当該ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。

b　ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。

c　出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。

(a)　臨床検査

(b)　当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡ひなを対象に行う簡易検査

イ　移動制限外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア)第10の3の(3)の①の要件のいずれにも該当すること及び第10の3の(3)の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。

(イ)アの(イ)に該当すること。

②　①の種卵から生まれたひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合(出荷先の農場の所在地を問わない。)及び移動制限区域内の農場に出荷する場合(出荷元のふ卵場の所在地を問わない。)には、次の措置を講ずる。

ア　密閉車両を用いる。

イ　積み込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

カ　移動経過を記録する。

（注３）防疫指針　第９の５の（４）

「移動制限区域内のふ卵場のひな（移動制限区域外の農場から出された種卵から生まれたものに限る。）の出荷」

第10の3の(3)により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場のひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷することができる。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア　密閉車両を用いる。

イ　積み込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

カ　移動経過を記録する。

第２　家畜保健衛生所及び管理獣医師との連携のあり方

1　移動制限区域内のふ卵場では、感染拡大のおそれがあるため、管轄家畜保健衛生所とは常に連携を取り、再発生に備えた情報交換を行う。

2　管理獣医師とは常に情報を共有し、ふ化記録等の点検により異状時の発見に備える。

第３　関係者のふ卵場への出入りに際しての注意点

1　ふ卵場の入退時における着衣、履き物の交換、手指等の消毒などの衛生管理を徹底する。

2　出・退勤時の通勤は、他の家きん関連施設を避けるルートを使用する。

3　野鳥、野生動物、又はその排泄物には接触しないこと。

第４　ふ卵場が守らなければならない注意点

1　ふ卵場への搬入物又は車両等の消毒を徹底する。

2　種鶏群のロットごとの区分管理の実施と記録を保管する。

3　従業員のふ卵作業における動線管理（交差汚染の防止）を実施する。

4　ふ卵場に出入りする車両の消毒を徹底する。

5　ふ卵工程における検卵等の強化により、ふ卵中の異状の早期発見に努める。

第５　移動制限から業務再開までに守らなければならない注意点

1　種卵の消毒、ロットごとの区分管理を実施する。

2　ふ卵施設（貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等）の衛生的な区分管理を実施する。

3　種鶏群ロットごとのふ卵管理記録、ふ卵中の点検及び記録を保存する。

4　ふ卵工程及び従業員のふ卵作業における動線管理（交差汚染防止）を実施する。

5　ふ卵残渣、廃棄物の衛生管理、汚物等の消毒後の廃棄を遵守する。

6　ひな出荷に使用した輸送車両、輸送コンテナ等の使用資材は直ちに消毒を行う。

7　野鳥、野生動物の侵入防止を徹底する。

【注１】ロットとは、種鶏場における同一餌付け日、同一鶏種、同一鶏舎ごとにより区分されたものをいい、種卵箱（セッターラック）等で他のロットと区別された状態をロットの区分管理という。防疫指針では、種鶏場からふ卵場における種卵又はふ化ひなに関して用いられる。

【注２】区分管理とは、種卵の供給種鶏場、鶏舎、鶏種、え付け日等により、区分された同一種卵（又はひな）のロットごとの区別をいい、セッターでの卵盆（又はトレイ）、ハッチャーでは発生座（又はバスケット）、又はふ化ひなではひな箱（ひなコンテナ又は輸送箱）単位の区分をいう。防疫指針の汚染または非汚染鶏群等のロット別の区分管理に用いられる。

第10章　制限の対象外措置の条件

第１　移動制限区域内の種卵のふ卵場への出荷と当該種卵から生まれたひなの出荷の条件

1　清浄性（陰性）確認検査で陰性となった移動制限区域内にある種鶏場由来の種卵は、以下の要件を満たすふ卵場へ出荷が可能である。

(1) ふ卵場の再開（防疫指針第10の3の（3）（第7章の注1参照））により事業を再開していること。

(2) 当該種鶏場において本病の患畜または疑似患畜が確認されていないこと。

(3) ふ卵器の入卵前及びふ化前に消毒がされ、ロットごとに区分管理されていること。

(4) 出荷日に家畜防疫員による以下の検査で陰性が確認されていること。

①臨床検査

②当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡ひなの簡易検査

2　移動制限区域外のふ卵場で次の要件に該当するもの

(1)　再開の要件（防疫指針第10の3の（3）の①）に該当すること、及び再開後の遵守事項（同第10の3の（3）の②）を家畜防疫員が確認していること。

(2)　1の（2）から（4）に該当すること。

第２　移動制限区域内ふ卵場のひなの出荷条件

移動制限区域内のふ卵場のひな（移動制限区域外の種鶏場由来種卵から生まれたひなに限る。）は以下の措置を前提として移動制限区域内・外の農場への出荷ができる。

１　密閉車両を用いる。

２　積み込み前の車両表面全体を消毒する。

３　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

４　消毒ポイント等において車両を十分に消毒する。

５　運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。

６　移動経過を記録する。

第３　搬出制限区域内ふ卵場のひなの出荷条件

搬出制限区域内のふ卵場のひな（移動制限区域外の種鶏場由来種卵から生まれたひなに限る。）は以下の措置を前提として移動制限区域内・外の農場への出荷ができる。

１　密閉車両を用いる。

２　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

３　消毒ポイント等において車両を十分に消毒する。

４　運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。

５　移動経過を記録する。

第４　制限区域外のふ卵場のひなの出荷条件

制限区域外のふ卵場のひな（移動制限区域外の種鶏場由来種卵から生まれたひなに限る。）は以下の措置を前提として移動制限区域内・外の農場への出荷ができる。

１　密閉車両を用いる。

２　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

３　消毒ポイント等において車両を十分に消毒する。

４　運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。

５　移動経過を記録する。

第５　ふ卵場の再開の条件

１　再開の要件

以下の要件に該当する移動制限区域内のふ卵場は、協議の上事業を再開することができる。

（１）車両消毒設備が整備されていること。

（２）貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及びひなが接触しない構造であること。

（３）貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

（４）定期的に清掃・消毒していること。

（５）衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

（６）２．の事項を遵守する体制が整備されていること。

２　再開の遵守事項

再開後には次の事項を遵守するよう徹底する。

（１）防疫指針第９の５の（３）または（４）により出荷が認められるまで、ひなを出荷しないこと。

（２）車両の出入り時の消毒を徹底すること。

（３）ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

（４）ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。

（５）コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

（６）ロットが異なる種卵、ひなが接触しないようにすること。

（７）搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくともホルマリン燻蒸等により消毒すること。

（８）ひなの出荷は農場ごとに行うこと。

（９）ふ卵に伴う残存物（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却または消毒後廃棄等により、適切に処理すること。

（１０）種卵及びひな搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

移動・出荷制限の対象外の概要

出荷元	出荷先	種　卵（種鶏場）*		ひ　な（ふ卵場）**	
		種鶏場の要件	農場→ふ卵場	移動制限区域内の種卵由来	移動制限区域外の種卵由来
移動制限区域	移動制限区域	A,B,C,E	①,※,ア,イ,ウ	①,※,ア,イ,ウ,◆	①,◆
	搬出制限区域	A,B,C,E	①,(※),ア,イ,ウ,③	①,※,ア,イ,ウ,◆,③	①,③,◆
	制限区域外	A,B,C,E	①,(※),ア,イ,ウ,③	①,※,ア,イ,ウ,◆,③	①,③,◆
搬出制限区域	移動制限区域	E*	①,③	①,(※),ア,イ,ウ,◆,③	①,③,■
	搬出制限区域	E*	制限なし	①,(※),ア,イ,ウ	制限なし
	制限区域外	E*	①,③	①,(※),ア,イ,ウ,③	①,③
制限区域外	移動制限区域	なし	①,②,③	①,(※),ア,イ,ウ,◆,③	①,②,③,■
	搬出制限区域	なし	制限なし,③	①,(※),ア,イ,ウ,③	制限なし,③
	制限区域外	なし	制限なし	①,(※),ア,イ,ウ	制限なし

注)*:出荷元(種鶏場)→出荷先(ふ卵場), **:出荷元(ふ卵場)→出荷先(農場)

①農水協議　A:臨床検査　ア:出荷元種鶏場で患畜,疑似患畜が陰性
②他農場非経由　B:遺伝子検査　イ:入卵及びふ化前の消毒,ロットごとの区分管理されていること。
③消毒ﾎﾟｲﾝﾄ　C:抗体検査　ウ:出荷日検査(A,D)が陰性
×:該当なし　D:簡易検査(死ごもり卵,死亡ひな)
(※)要件と遵守事項　E:毎日の異状鶏報告　*:低病原性鳥インフルエンザではA,B,C,E

※ふ卵場の再開
1)要件
a:車両消毒設備が整備されていること
b:貯卵室,ふ卵室,ふ化室,ひな処理室等は衛生的に区分された状態で設置され,ロットが異なる種卵及びひなが接触しない構造であること。
c:貯卵室,ふ卵室,ふ化室,ひな処理室等は野鳥等の侵入を防止する構造となっており,又は防止する措置を講じていること。
d:定期的に清掃・消毒をしていること。
e:衛生管理マニュアルが適切に定められており,かつ,実際に従業員が該当マニュアルに従って業務を行っていること。
f:2)の事項を遵守する体制が整備されていること。
2)再開後の遵守事項
a:第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで,ひなを出荷しないこと。
b:車両の出入り時の消毒を徹底すること。
c:ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子手袋等を使用すること。
d:ハッチャー等の器具は,使用前後に消毒すること。
e:コンテナ,トレー等は,使用前後に消毒するとともに,害虫,野鳥等と接触するおそれのないところで保管すること。
f:ロットが異なる種卵及びひなが接触しないようにすること。
g:搬入する種卵は,入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸により消毒すること。
h:ひな出荷は農場ごとに行うこと。
i:ふ卵に伴う残存物等(卵殻,発育停止卵,死ごもり卵,綿毛,胎便等)は,焼却または消毒後廃棄等により,適切に処理すること。
j:種卵及びひなは搬出入に関する記録を作成し,保存すること。

■ひな出荷条件
ⅰ:密閉車両を用いる。
ⅱ:原則として,他の農場の付近の通行を避け,かつ,他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
ⅲ:消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
ⅳ:運搬後は,車両及び資材を直ちに消毒する。
ⅴ:移動経過を記録する。

◆ひな出荷条件
ⅰ:密閉車両を用いる。
ⅱ:積込み前後に車両全体を消毒する。
ⅲ:原則として,他の農場の付近の通行を避け,かつ,他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
ⅳ:消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
ⅴ:運搬後は,車両及び資材を直ちに消毒する。
ⅵ:移動経過を記録する。

第11章　ふ卵場における消毒のポイント

第１　種卵の消毒

1　種卵は、種鶏場またはふ卵場の入庫までに消毒を実施すること。

2　種卵は入卵後ふ化までに1回以上消毒を実施すること。

第２　ふ卵場での機器、器具及び器材等の消毒

1　ふ卵残渣、廃棄物の衛生管理、汚物等の消毒後の廃棄。

2　ふ卵工程で使用した機器、器具等は使用後速やかに消毒すること。

第３　ふ卵関連車両の消毒

1　種卵輸送車、ひな輸送車等は使用前後には車両全体及び荷台を消毒すること。

2　ふ卵関連輸送車は、種鶏場、ふ卵場及び農場の出入り口で消毒すること。

第12章　損害の補償措置等の概要

種鶏場関係

患畜処理手等交付金（家畜伝染病予防費）

家伝法の規定により、殺処分された家畜の手当金や焼却等に要した費用の一部が家畜等の所有者に交付される。

第１　本病の患畜及び疑似患畜の殺処分手当金

本病の患畜又は疑似患畜については、特別手当金と通常の手当金と併せて評価額全額が交付される。

１　手当金（家伝法第５８条関係）

（へい殺畜等棄却手当交付金）

種鶏が本病の患畜として認定され、家畜防疫員の指示に従い、種鶏をと殺する命令を受けて「患畜」としてと殺した場合、「患畜となる前における当該家畜の評価額の3分の1」が、「疑似患畜」としてと殺する命令を受けてと殺した場合、「疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の5分の4」が手当金として国から交付される。

２　特別手当金（家伝法第５８条関係）

手当金のほか患畜にあっては、患畜となる前における当該家畜の評価額の3分の2、疑似患畜にあっては5分の1が特別交付金として交付される。

ただし、家畜の伝染性疾病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等に対しては、手当金（特別手当金を含む）の全部若しくは一部を交付せず、又は返還させられる。

第２　焼却・埋却費交付金

へい殺畜等焼却埋却費交付金

１　家きんの焼却又は埋却に要した費用（家伝法第21条1項関係）

本病で患畜又は疑似患畜と認定された死体は家畜防疫員の指示に従い、焼却又は埋却しなければならない。（家伝法第21条）上記の規定により焼却し、又は埋却した患畜若しくは疑似患畜の焼却又は埋却に要した費用の2分の1が交付される。

２　汚染物品の焼却又は埋却に要した費用（家伝法第23条第1項関係）

家きんの死体又は物品の焼却又は埋却に要した費用の2分の1が交付される。

種鶏場・ふ卵場関係

第３　移動制限又は搬出制限に伴う損害の補償措置

１　家伝法（抜粋）

家伝法第60条2　国は都道府県知事が第32条の規定による移動若しくは移出の禁止若しくは制限、第33条の規定による催物の開催若しくは事業の停止若しくは制限又は第34条の規定によると殺若しくはふ卵の停止若しくは制限をした場合において、当該都道府県が家畜、その死体又は物品（以下この項において「家畜等」という。）の所有者にして当該禁止、停止又は制限に起因する家畜等に係

る売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付するときは、当該交付した額の2分の1を負担する。

２　家伝法施行令（政令）

（政令で定める売上の減少等）

法第9条　法第60条第2項の政令で定める売上げの減少額又は費用の増加額は、次の各号の掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものについてそれぞれ農林水産省令で定めるところにより計算した額とする。

1　家畜　売上げの減少額又は飼料費、輸送費若しくはその死体の焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額

2　（略）

３　助成対象となる額の算定基準（家きん関係抜粋）

「家畜伝染病予防法第６０条第２項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準について」（別紙）（平成２３年７月１日付け２３消安第 1925 号都道府県知事宛て農林水産省消費・安全局長通達）よりを家きん関係を抜粋。（以後「家畜」を「家きん」に読み替える。）

第１　定義

1　家畜　牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（**鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては、これらの素ひな及びふ卵中のこれらの卵を含む。）**をいう。

2　家きん　**鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を　いう。**

3　特定移動制限等　家伝法第 32 条（家きん等の移動の制限），第 33 条（家畜集合

施設の催物の開催又はと畜場若しくは化製場の制限）、第 34 条（ふ卵の中止等の制限）の規定による禁止、停止又は制限をいう。

4　特定移動制限等の期間　特定移動制限等の開始の日からその解除の日又は例外が認められた日までの期間をいう。

5　対象家畜　特定移動制限等の期間において飼養される家きん（当該特定移動制限等に従わなかった者が飼養するものを除く。）をいう。

6　（略）

7　対象物品　対象家きんが生産した物品をいう。

8　出荷　他の農場への出荷と殺を行う場所（食鳥処理場等）への出荷、ふ卵場への出荷をいう。

9　出荷先　（略）

10　予定出荷先　特定移動制限等の期間前に対象家畜又は対象物品の出荷が予定されていた出荷先をいう。

11　他の出荷先　予定出荷先以外の出荷先をいう。

12　焼却等施設　焼却施設、埋却施設又は化製場をいう。

13　通常化製場　対象家畜の死体を通常化製する化製場をいう。

14　他の化製場:通常化製場以外の化製場をいう。

第２　家きんに係る助成

１　助成対象となる家きん

(1) 特定移動制限等の対象となる区域内において飼養される対象家きん

特定移動制限等の対象となる区域において飼養される家きんであって、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものをいう。

(2)特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家きん

【注】ふ卵場や育成場が契約して納品予定のひなや大雛等の鶏が特定移動制限等の対象となり、納品不可となった場合、助成を受けられるよう売買契約書の証明書等で納入者の管轄する都道府県と相談する。

①　他の出荷先に出荷された場合

当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合

②　出荷遅延の場合

当該特定制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったため、当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

③　やむを得ず処分された場合

当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなできなかったことにより、販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合

２　助成対象となる売上の減少額及び費用の増加額の内容並びにこれらの算定方法

（１）特定移動制限等の対象となる区域内において飼養される対象家きん

①　売上げの減少額

（ア）家きんの場合（素ひな及びふ卵中の種卵を除く）

ⅰ　当該特定制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合及び当該特定制限等により当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

（家きんの平均価格―対象家きんの取引価格の平均額）×対象家きんの羽数

ⅱ　当該特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったためやむを得ず処分された場合

（イ）家きんの素ひな及びふ卵中の家きんの卵の場合

ⅰ　当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができくなったため、他の出荷先に出荷された場合及び当該特定移動制限等により当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

（家きんの素ひなの過去の販売価格の平均額―対象家きんの取引価格の素ひなの取引価格の平均額）×対象家きんの素ひなの羽数

（ふ卵中の家きんの卵の過去の販売価格の平均額―ふ卵中の対象家きんの卵の取引価格の平均額）×ふ卵中の対象家きんの卵の個数

ⅱ　当該特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合

同一の種類の家きんの素ひなの過去の販売価格の平均額×対象家きんの素ひなの羽数

ふ卵中の同一の種類の家きんの卵の過去の販売価格の平均額×ふ卵中の対象家きんの卵の個数

②　飼料費の増加額

（ア）当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため他の出荷先に出荷された場合及び当該特定移動制限等により当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

対象家きんの１日１羽当たりの給与飼料単価×対象家きんの羽数×対象家きんの出荷予定日から出荷された日までの期間の延べ日数

（イ）当該特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合

対象家きんの１日１羽当たりの給与飼料単価×対象家きんの羽数×対象家きんの出荷予定日から処分された日までの期間の延べ日数

③　輸送費の増加額（当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合に限る。）

対象家きんの他の出荷先までの輸送費の実費―同一種類の家きんの予定出荷先までの輸送に通常要する費用

（２）特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家きん

①　他の出荷先に出荷された場合

（ア）売上げの減少額

⑴①（ア）ⅰ及び（イ）ⅰと同様に算定した額とする。

（イ）飼料費の増加額

⑴②と同様に算定した額とする。

（ウ）輸送費の増加額

⑴③と同様に算定した額とする。

②　出荷遅延の場合

（ア）売上げの減少額

⑴①（ア）ⅰ及び（イ）ⅰと同様に算定した額とする。

（イ）飼料費の増加額

⑴②と同様に算定した額とする。

③　やむを得ず処分された場合

（ア）売上げの減少額

⑴の①(ア) ii 及び(イ) ii と同様に算定した額とする。

（イ）飼料費の増加額

⑴②と同様に算定した額とする。

第３　家きんの死体に係る助成

１　助成対象となる家きんの死体

（１）やむを得ず処分された対象家きんの死体

特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された対象家きんの死体とする。

（２）（１）に該当するもの以外の対象家きんの死体

対象家きんの死体（⑴を除く。）であって、特定移動制限等により当該死体を通常化製場において化製することができなくなったため、他の化製場において化製されたものとする。

２　助成対象となる費用の増加額の内容及びその算定方法

（１）やむを得ず処分された対象家きんの死体

①　焼却等施設までの輸送費の実費

②　焼却費、埋却費又は化製費の実費

（２）　（１）に該当するもの以外の対象家きんの死体

①　輸送費の増加額

対象家きんの死体の他の化製場までの輸送費の実費―同一の種類の家きんの死体の通常化製場までの輸送に通常要する費用

②　化製費の増加額

対象家きんの死体の他の化製場における化製費の実費―同一種類の家きんの死体の通常化製場における化製に通常要する費用

第４　物品に係る助成

１　助成対象となる物品

（１）特定移動制限等の対象となる区域内において生産された対象物品

特定移動制限等の対象となる区域内において生産された対象物品であって、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものをいう。

（２）特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品

①　他の出荷先に出荷された場合

当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合

②　出荷遅延の場合

当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったため、当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

③　やむを得ず処分された場合

当該特定移動制限等により出荷予定日以後に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったことにより、販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合

２　助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の内容並びにこれらの算定方法

（１）特定移動制限等の対象となる区域内において生産された対象物品

① 売上げの減少額

（ア）当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合及び当該特定移動制限等により当該特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

（同一種類の物品の過去の販売価の平均額―対象物品の取引価格の平均額）×対象物品の数量

（イ）当該特定移動制限等により販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合

同一の種類の物品の過去の販売価格の平均額×対象物品の数量

② 輸送費の増加額

（ア）当該特定移動制限等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合

対象物品の他の出荷先までの輸送費の実費―同一の種類の家きんの物品の予定出荷先までの輸送に通常要する費用

（イ）当該特定移動制限等により特定移動制限等の期間後に予定出荷先に出荷された場合

対象物品の予定出荷先までの輸送費の実費―同一種類の物品の予定出荷先までの輸送に通常要する費用

③　保管施設における保管費及び荷役費の実費

④　焼却等施設までの輸送費実費（当該特定移動制限等により販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合に限る。）

⑤　焼却費、埋却費又は化製費の実費（当該特定移動制限等により販売が困難となったため、やむを得ず処分された場合に限る。）

（２）特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品

①　他の出荷先に出荷された場合

（ア）売上げの減少額

（イ）輸送費の増加額

（ウ）保管施設における保管費及び荷役費の実績

②　出荷遅延の場合

（ア）売上げの減少額

（イ）輸送費の増加額

（ウ）保管施設における保管費及び荷役費の実績

③　やむを得ず処分された場合

（ア）売上げの減少額

（イ）保管施設における保管費及び荷役費の実費

（ウ）焼却等施設までの輸送費の実費

（エ）焼却費、埋却費又は化製費の実費

参考資料　　家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準について(一覧表)

			助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の算定式						家畜伝染病予防費負担金の交付申請の必要添付書類
			売上げの減少額	飼料費の増加額	輸送費の増加額	保管費・荷役費の増加額	焼却費・埋却費の増加額	化製費の増加額	
対象家畜	制限区域内	他の出荷先に出荷された場合	①	③	④	－	－	－	a（輸送費のみ）
		出荷遅延の場合	①	③	－	－	－	－	－
		やむを得ず処分された場合	②	③	－	－	－	－	b・c
	制限区域外	他の出荷先に出荷された場合	①	③	④	－	－	－	a
		出荷遅延の場合	①	③	－	－	－	－	a・d
		やむを得ず処分された場合	②	③	－	－	－	－	a・b・c・d
対象家畜の死体		やむを得ず処分された場合	－	－	⑤	－	⑧		b・c
		その他の場合	－	－	⑥	－	－	⑨	－
対象物品	制限区域内	他の出荷先に出荷された場合	①	－	④	⑦	－	－	a（輸送費のみ）
		出荷遅延の場合	①	－	④	⑦	－	－	－
		やむを得ず処分された場合	②	－	⑤	⑦	⑧		b・c
	制限区域外	他の出荷先に出荷された場合	①	－	④	⑦	－	－	a
		出荷遅延の場合	①	－	④	⑦	－	－	a・d
		やむを得ず処分された場合	②	－	⑤	⑦	⑧		a・b・c・d

○　助成対象となる売上げの減少額及び費用の増加額の算定式

① （同一の種類の家畜・物品の平均価格 － 対象家畜・対象物品の取引価格の平均額）× 対象家畜・対象物品の数量

② 同一の種類の家畜・物品の平均価格 × 対象家畜・対象物品の数量

③ 対象家畜の１日１頭羽当たりの給与飼料単価 × 対象家畜の数量 × 出荷予定日から出荷された日までの期間の延べ日数
ただし、①において同一の種類の家畜の平均価格＜対象家畜の取引価格の平均額の場合は、その差額を③の額から減ずる。

④ 対象家畜・対象物品の他の出荷先（予定出荷先）までの輸送費の実費 － 同一の種類の家畜・物品の予定出荷先までの輸送に通常要する費用

⑤ 焼却等施設までの輸送費の実費

⑥ 対象家畜の死体の他の化製場までの輸送費の実費 － 同一の種類の家畜の死体の通常化製場までの輸送に通常要する費用

⑦ 保管施設における保管費及び荷役費の実費

⑧ 焼却費、埋却費又は化製費の実費

⑨ 対象家畜の死体の他の化製場における化製費の実費 － 同一の種類の家畜の死体の通常化製場における化製に通常要する費用

○　家畜伝染病予防費負担金の交付申請の必要添付書類

a 対象家畜・対象物品を予定出荷先に出荷することが予定されていたことを証する書類

b 対象家畜・対象物品の処分がやむを得なかったことを証する書類

c 対象家畜・対象物品が処分されたことを証する書類

d 対象家畜・対象物品を他の出荷先にも出荷することができなかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証する書類

※ 対象家畜・対象物品のうち特定移動制限等の期間後に出荷予定日を経過したものにあっては、助成措置の対象となる額額を算定するに当たって、それぞれの留意事項に加え、対象家畜・対象物品の早期出荷に向けて最大限の努力がなされていること等の確認すべき事項あり。

第４　高病原性 AI 等に係る互助金制度

1　家畜防疫互助基金造成等支援事業

この事業は、高病原性 AI 等が万一発生した場合、発生農場の損失を最小限にとどめ、安心して経営を維持、継続することができるようにするために、生産者自ら積み立てを行い、発生時の損害を互助補償する仕組みに国（(独)農畜産業振興機構）が支援を行う事業。

注:平成23年4月4日の公布された家畜伝染病予防法の一部改正における家畜伝染病の定義において、高病原性鳥インフルエンザ（強毒タイプ・弱毒タイプ）を高病原性 AI・低病原性 AI に分けられたことにより、この制度ではこの法による低病原性 AI を含むものとする。

(1)事業主体:　社団法人　日本養鶏協会

(2)事業実施期間:　平成24年度～平成26年度

2　生産者積立金の単価（種鶏）

鶏 （家族型）	種鶏（成鶏）	1羽当たり　6.0円（4円）
	種鶏（育成鶏）	1羽当たり　3.0円（2円）
鶏 （企業型）	種鶏（成鶏）	1羽当たり　7.5円（5円）
	種鶏（育成鶏）	1羽当たり　4.0円（2.5円）

注(1) 成鶏:120日齢超　　育成鶏:120日齢以下

注(2):（　　）内は平成21年度～23年度の単価

3　企業型について

(1) 企業型（鶏）については、伝染病発生時でも雇用が確保されることも目的としていることから、加入時に雇用実態があり、かつ、発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入条件。

(2) 企業型については、常時使用する従業員（生計を一にする者を除く）の数が1人以上の事業主又は会社が加入できる。

(3) 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型での加入は可能。

(4) 企業型互助金交付時には、雇用形態を書面により確認。（交付時の雇用実態の確認により、企業型の要件を満たしていないことが判明した場合には家族型に契約変更したうえで、家族型の互助金が交付される。）

(5) 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内に1回限り、契約区分（家族型、企業型）を変更することができる。

4　生産者積立金の納付

(1) 加入時に納付する積立金の額は、契約羽数に生産者積立金の単価をかけた額。

(2) 高病原性 AI の発生がなかった場合、積立金は次年度に持ち越され、新たに納付する必要がない。

(3) 高病原性 AI が発生して基金を使用した場合は、（独）農畜産業振興機構理事長が別に定める追加負担割合に基づく額の納付が必要となる場合がある。

(4) 生産者積立金は、事業実施期間満了時に精算し、残額は返還する。

ただし、次期事業実施期間に継続して加入する者については、相殺し、過不足の額について、返還又は納付することになる。

5　契約羽数

(1) 平成24 年度から26 年度の3年間において飼養が見込まれる最大の飼養羽数で契約。また、複数の農場を所有している場合は、全ての農場ごとに見込まれる最大の飼養羽数を契約。

(2) 契約羽数は、毎年度見直すことができる。ただし、契約羽数を減らしても事業実施期間が終了するまで積み立て金は返還されない。　また、廃業しても同様。

6　契約の効力

契約の効力は、交付契約を締結し、生産者積立金を納付した日から生じ、平成27年3月31日まで継続される。

7　生産者積立金の納税時の取扱い

(1) (社) 日本養鶏協会に納付した生産者積立金は仮払金として、管理事務費は必要経費として処理。

(2) 高病原性鳥インフルエンザが発生し、互助金交付のため生産者積立金が取り崩された場合、取り崩された金額が確定次第知らせれ、その金額を必要経費として処理。

8　互助金の種類と交付単価

経営支援互助金:法に基づき殺処分された鶏を飼養していた農場が新たに鶏を導入した場合支払われる。

焼却・埋却互助金:加入者の負担により焼却・埋却が行なわれた場合に支払われる。

互助金の種類と交付単価（１羽当たり：上限）

家きんの区分・種類		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金
鶏（家族型）	種鶏（成鶏）	990円（1,040円）	80円（80円）
	種鶏（育成鶏）	460円（480円）	
鶏（企業型）	種鶏（成鶏）	1,220円（1,340円）	
	種鶏（育成鶏）	560円（620円）	

（注）（　）内は前期（平成21年度～23年度）の交付単価。

9　互助金の交付

（１）経営支援互助金は、空舎期間等の実態に応じて、交付単価を上限として支払われる。契約羽数、殺処分羽数及び新規導入羽数のうちいずれか少ない羽数を対象に支払われる。交付決定に当たっては、必要に応じて経営再建計画について認定委員会を開催し、審査される。

（２）焼却・埋却互助金は、80円を上限とし、実際に焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家畜伝染病予防法に基づく焼却・埋却に対する交付金を差し引いた額を対象に支払われる。経営再開の有無に拘わらず支払われる。

（３）交付申請に基づき互助金が支払われる。ただし、法令に違反した場合等特別な事由がある場合は、互助金が支払われない場合がある。

（４）発生農場の患畜・疑似患畜は、家畜伝染病予防法に基づいて殺処分された場合には、互助事業への加入の有無とは関係なく、手当て金が交付される。

10　加入の手続き

（１）加入を希望する生産者（加入申込者）は「家畜防疫互助金交付契約申込書」及び「家畜防疫互助金交付契約書」を（社）日本養鶏協会、都道府県養鶏協会等に提出する。

（２）申込みを受けた養鶏協会等は、契約番号を付した生産者積立金等の支払い請求書を、加入申込者等に送付し、加入申込者等は請求書に従って、生産者積立金等を（社）日本養鶏協会が指定する口座に契約番号を付して納付する。

（３）生産者積立金の納付が確認され次第、（社）日本養鶏協会は家畜防疫互助金交付契約書を加入申込者に送付する。

（４）新規加入は生産者積立金の納付をもって成立する。

参考資料１：「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために」

（平成１９年１０月）　社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会　より転載

別表１ 高病原性鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬使用上の留意点

１．適切な消毒薬を選択する

・高病原性鳥インフルエンザウイルスには、逆性石けん製剤、複合製剤、アルデヒド製剤、塩素系製剤、アルコール製剤など、ほとんどの消毒薬が有効である。

・消石灰も高病原性鳥インフルエンザウイルスに対して消毒効果がある。

・その他の細菌、ウイルス、原虫への消毒効果も期待する場合には、各薬剤の特性を把握した上で使用する薬剤を選択する（特にエンベロープのないウイルス、結核菌、コクシジウムのオーシストに対しては有効な消毒薬が限られているので注意する。）

２．消毒薬を使用する前に

・踏込消毒槽、動力噴霧器などの設備を整える。

・添付の使用指示書をよく読む。特に推奨希釈倍率、作業従事者への影響などについて正確な情報を入手する。

３．消毒薬の使用に際して

・有機物の混入は全ての消毒薬の効果を低減させる。消毒薬の使用前に、水洗により有機物を十分洗い落とす。

・消毒薬液の温度が低いと効果が下がる薬剤が多い。冬期間は温水を利用するか、通常よりも　濃い薬液を準備する。

・病原体は瞬間的には消毒されない。薬液への作用時間を十分にとる。

４．効果的な消毒を継続するために

・特に、踏込消毒槽の消毒薬は毎日交換する。

・作業をマニュアル化し、作業を徹底する。

別表2 主な畜産用殺菌消毒剤

(平成19年8月現在)

種　類	製　品　名	有　効　成　分	畜産領域の効能効果	製造販売業者
逆性石けん製剤（第四級アンモニウム塩製剤、陽イオン界面活性剤）	アストップ	塩化ジデシルジメチルアンモニウム	畜･鶏舎、畜･鶏体、伝染病発生時の鶏の飲水、搾乳･孵卵器具、乳房･乳頭、種卵卵殻の消毒、畜鶏舎の発泡消毒	科学飼料研究所
	アストップ200	同　上	同　上	同　上
	ロンテクト	同　上	同　上	同　上
	クリアキルードライ	同　上	同　上	田村製薬
	クリアキルー50	同　上	同　上	同　上
	クリアキルー100	同　上	同　上	同　上
	クリアキルー200	同　上	同　上	同　上
	カチオデット DDC-AP	同　上	同　上	同　上
	クリンエール	同　上	畜･鶏舎、搾乳･ふ卵器具、畜･鶏体、乳房･乳頭、種卵卵殻、伝染病発生時の鶏の飲水の消毒	川崎三鷹製薬
	クリンエール･200	同　上	同　上	同　上
	クリンジャーム	同　上	同　上	大薬
	デスマック	同　上	同　上	ヤシマ産業
	パンパックス100	同　上	同　上	フジタ製薬
	パンパックス200	同　上	同　上	同　上
	ベストシール	同　上	同　上	日本全薬工業
	メイクリアー100	同　上	同　上	科学飼料研究所
	メイクリアー200	同　上	同　上	同　上
	メイクリアー300	同　上	同　上	同　上
	メイクリアー300	同　上	同　上	明治製菓
	モルホナイド10	同　上	同　上	サンケミファ
	モルホナイド20	同　上	同　上	同　上
	動物用コリノンDDC10	同　上	同　上	住化ｴﾝﾋﾞﾛｻｲｴﾝｽ
	動物用コリノンDDC20	同　上	同　上	同　上
	プロクール	塩化ベンザルコニウム	乳頭の消毒	ヤシマ産業
	動物用ベタセプト	同　上	乳房、畜体、畜鶏舎･器材、伝染病発生時の飲水の消毒、種卵･ふ卵機器の洗浄･消毒	日本全薬工業
	サニスカット	[ﾓﾉﾋﾞｽ(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキル(C9-15)トルエン	畜･鶏舎、搾乳･ふ卵器具、豚･鶏体、乳房･乳頭、種卵卵殻の消毒	科学飼料研究所
	パコマ	同　上	同　上	同　上
	パコマ200	同　上	同　上	同　上
	パコマ300	同　上	同　上	同　上
	パコマL	同　上	同　上	同　上
	エグクリーン	同　上	同　上	田村製薬
両性石げん	ガードオール	同　上	同　上	同　上
	ガードオール10%	同　上	同　上	同　上
	くみあいクリーン	同　上	同　上	同　上
	キーエリアA	塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン	畜･鶏舎、豚体、乳房･乳頭、種卵卵殻、搾乳･ふ卵器具の消毒、踏込消毒槽での消毒	フヂミ製薬所
	動物用ネオラック	ポリアルキルポリアミノエチルグリシン塩酸塩	同　上	住化ｴﾝﾋﾞﾛｻｲｴﾝｽ
	ザラハイ	同　上	同　上	フジタ製薬
	テレメス	同　上	同　上	同　上
	テレメス20%液	同　上	同　上	同　上
	エイトール	ポリオクチルポリアミノエチルグリシン	同　上	ヤシマ産業
	スイパー	同　上	同　上	コーキン化学
	パステン	ポリアルキルポリアミノエチルグリシン塩酸塩	同　上	養日化学研究所
	パステンCMX	同　上	畜･鶏舎の消毒、踏込消毒糟での消毒	同　上

種　類	製　品　名	有　効　成　分	畜産領域の効能効果	製造販売業者
複合製剤	アリバンド	塩化ベンザルコニウム、アルキルジアミノエチルグリシン	畜･鶏舎、搾乳･ふ卵器具、種卵卵殻の消毒	セラケム
	「北研」ゼット	塩化ベンザルコニウム、ポリアルキルポリアミノエチルグリシン	同　上	東邦化学工業
	「北研」ゼットコンク	同　上	同　上	同　上
	オーチストン	オルトジクロロベンゼン、キノメチオネート	畜･鶏舎･その設備の消毒、畜･鶏舎の踏込槽での消毒、鶏コクシジウムオーシストの殺滅、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	科学飼料研究所
	ゼクトン	同　上	同　上	ヤシマ産業
	コックトーン	オルトジクロロベンゼン、クレゾール	畜･鶏舎、踏込槽の消毒、鶏コクシジウムオージストの殺滅、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	ライフテック･アニマルヘルス
	動物用タナベゾール	同　上	同　上	大阪化成
	ネオクレハゾール	同　上	同　上	明治薬品工業
	動物用フマゾール	同　上	同　上	フマキラー
	トライキル	オルトジクロロベンゼン、塩化ジデシルジメチルアンモニウム、クロルクレゾール	畜･鶏舎の消毒、踏込槽での消毒、鶏コクシジウムオーシストの殺滅、牛コクシジウムオーシストの殺滅	田村製薬
	ヤシマゾール	オルトジクロロベンゼン、クレゾール、クロルフェニルフェノール	畜･鶏舎の消毒、鶏コクシジウムオーシストの消毒、ハエ幼虫（ウジ）の駆除	ヤシマ産業
	C. P. P.	オルトジクロロベンゼン、クレゾール、クロルオルトフェニルフェノール	畜･鶏舎の消毒、鶏コクシジウムオーシストの殺滅、ハエ幼虫(ウジ)の駆除、踏込槽での消毒	養日化学研究所
	ペルバン	ポリオクチルポリアミノエチルグリシン、ポリオキシエチレンアルキルフェノールエーテル	畜･鶏舎、搾乳･ふ卵器具、乳房･乳頭、種卵卵殻、豚体の消毒、踏込消毒槽での消毒	ニッチク薬品工業
	ワンシヨツト	同　上	同　上	ライフテック･アニマルヘルス
	パステンコンツ	ポリアルキルポリアミノエチルグリシン塩酸塩、ポリオキシエチレンアルキフェニルエーテル	同　上	養日化学研究所
アルデヒド製剤	エクスカット25%-SFL	グルタルアルデヒド	畜･鶏舎及びその設備、種卵、養鶏用器具器材の消毒	科学飼料研究所
	グルタクリーン	同　上	同　上	ヤシマ産業
	グルターL	同　上	同　上	同　上
	グルターZ	同　上	同　上	同　上
	ヘルミン25	同　上	同　上	サンケミファ
ハロゲン塩製剤（塩素系）	クレンテ	ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム	畜･鶏舎･その設備、畜･鶏体、豚･鶏（産卵鶏を除く）の飲水の消毒、少量散布機を用いた高濃度少量散布による空鶏舎の消毒	日産化学上業
	スミクロール	同　上	同　上	住化ｴﾝﾋﾞﾛｻｲｴﾝｽ
	アンテックビルコンS	ベルオキソ･硫酸水素カリウム、塩化ナトリウム	畜鶏舎、搾乳･ふ卵器具の消毒	バイエルメディカル
ハロゲン塩製剤（ヨウ素系）	クリンナップA	ノノキシノール･ヨード	畜･鶏舎、搾乳･ふ卵器具、乳房･乳頭、種卵卵殻の消毒	セラケム
	ファインホール	同　上	同　上	共立製薬
	クリーンリー	同　上	同　上	伊勢化学工業
	ヨードホール水溶散「タナベ」	ヨードホール	畜･鶏舎等、畜･鶏体、乳房･乳頭の殺菌･消毒	日本天然瓦斯興業
	バイオシッド30	複合ヨードホール	同　上	ファイザー
	リンドレス	同　上	同　上	同　上
	ポリアップ16	ヨウ素グリシン複合体液	畜･鶏舎、器具等、畜･鶏体、種卵の卵殻、乳房･乳頭、豚･鶏の飲水の消毒	協和醗酵工業

資料：農林水産省動物医薬品検査所ホームページから作成

(注) 殺菌消毒剤には、使用後出荷できない「使用禁止期間」と「休薬期間」が定められているものがありますので、使用に当たっては家畜保健衛生所にご相談ください。

参考資料２： 消毒薬の特徴と効力

消毒薬の一般的な特徴

種　類	安定性	刺激性	腐食性	毒性
オルソ剤	中間	強い	強い	強い
逆性石けん	高い	弱い	弱い	中間
両性石けん	高い	弱い	弱い	中間
ハロゲン系消毒剤	低い	強い	強い	中間
アルデヒド系消毒剤	高い	強い	強い	発ガン性

消毒薬の一般的な効力

種　類	細菌		ウイルス		原虫類
	芽胞の有無		エンベロープの有無		
	無	有	有	無	
オルソ剤	○	△	○	△	◎
逆性石けん	◎	△	◎	○	×
両性石けん	◎	△	◎	○	×
ハロゲン系消毒剤	○	○	○	○	×
アルデヒド系消毒剤	◎	○	◎	○	×

◎：効力大　　○：効力中　　△：効力小　　×：効力無し

高病原性・低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル

―種鶏場・ふ卵場―

平成２３年度種鶏安定供給対策事業

平成２４年３月発行
社団法人　日本種鶏孵卵協会
〒１０４－００３３　東京都中央区新川２－６－１６　馬事畜産会館
TEL：０３－３２９７－５５１２　　FAX:０３－３２９７－５５１３
http://www.syukeifuran.or.jp